

法務省行政事業レビュー外部有識者会合（第1回）資料集

資料1	公開プロセス対象事業選定の概要等について・・・・・・・・・・	1
1	行政事業レビュー実施要領（抜粋）・・・・・・・・・・	2
2	令和6年度行政事業レビュー公開プロセス対象候補事業リスト・・・・・・・・	5
資料2	政策体系・・・・・・・・・・	8
資料3	令和6年度法務省行政事業レビュー（事業一覧）・・・・・・・・	16
資料4	令和6年度公開プロセス対象候補事業 （令和5年度行政事業レビューシート）	
1	被収容者生活関連業務の維持・・・・・・・・・・	19
2	医療観察対象者の社会復帰・・・・・・・・・・	27
3	開発途上国に対する法制度整備支援の推進・・・・・・・・	40
参考資料	過去の公開プロセス実施状況	
	令和元年度 開発途上国に対する法制度整備支援の推進・・・・・・・・	51

令和 6 年度法務省行政事業レビュー 公開プロセス対象事業選定の概要等について

1 公開プロセス対象事業選定の考え方

資料 1－1 のとおり

2 公開プロセス対象候補事業

資料 1－2 のとおり

3 実施者

法務省選任の外部有識者 3 名及び内閣官房行政改革推進本部事務局選任の外部有識者 3 名

4 実施方法・実施時期（予定）

(1) 公開プロセス事前勉強会等

① 事前勉強会（開催日：6 月上旬頃を予定）

公開プロセス当日の限られた時間の中で、有意義な議論を行い、一定の結論を出すためには、事前に論点を限定（最大 3 つ程度）し、明確化するとともに、その論点が外部有識者間で十分に共有されている必要があることから、事前勉強会において、対象事業に係る論点の案を外部有識者に提示し、必要に応じて、外部有識者の問題意識やコメントを踏まえて修正し確定する。

② 現地ヒアリング（開催日：6 月上旬頃を予定）

上記の事前勉強会のほか、必要に応じて現地視察を行い、事業の理解を深める。

(2) 公開プロセス（開催日：6 月 20 日（木））

（インターネットによる公開）

各外部有識者は、公開プロセスにおいて、事業所管部局に対し各事業に係る意見等を発言する。

5 実施結果

各事業所管部局は、外部有識者による点検結果を踏まえ、事業の検証・改善を行い、翌年度の予算要求や予算執行等に的確に反映する。

平成 25 年 4 月 2 日策定
平成 26 年 3 月 14 日改正
平成 27 年 3 月 31 日改正
平成 28 年 3 月 29 日改正
平成 29 年 3 月 28 日改正
平成 30 年 3 月 28 日改正
平成 31 年 3 月 29 日改正
令和 2 年 3 月 27 日改正
令和 3 年 3 月 26 日改正
令和 4 年 3 月 25 日改正
令和 5 年 3 月 31 日改正
令和 6 年 4 月 22 日改正
行政改革推進会議

行政事業レビュー実施要領（抜粋）

第2部 事業の点検等

2 外部有識者による点検

(2) 外部有識者会合

- ① 各府省庁は、第2部2(1)で選任した外部有識者によって構成される「行政事業レビュー外部有識者会合（以下「外部有識者会合」という。）」を設置する。また、公開プロセス対象事業の選定に係る外部有識者会合の開催に当たっては、事務局が選定した公開プロセスに参加する外部有識者を加えた上で開催するものとする。

3 公開プロセス（各府省庁による公開事業点検）の実施

(1) 対象事業の選定

- ① チームは、第2部2(3)の外部有識者による点検の対象事業のうち、以下の基準のいずれかに該当するもののほか、事務局が、公開プロセスの候補事業に追加すべきと判断したものから公開プロセス対象事業を選定することとする。

その際、客観性を向上させ、公開点検が望ましいと判断されるものが国民の視点で選定されることが重要であることから、外部有識者の知見が十分に活かせるよう、チームが幅広い候補事業を外部有識者会合に示し、外部有識者の理解を得て絞り込みを行うこととする。

また、外部有識者への候補事業の提示に当たっては、政策評価書等を活用して、所管事業全体の中で対象事業の位置づけを明示するとともに、その対象事業の中から候補事業を選定した理由、候補事業の問題点を的確にとらえた論点案を具体的に提示するものとする。

ア アウトカムの設定など、EBPM的観点から点検する必要があるもの

イ 事業の規模が大きく、又は政策の優先度の高いもの

ウ 長期的又は継続的に取り組んでいる事業等で、執行方法、制度等の改善の余地が大きいと考えられるもの

エ 事業の執行等に関して、国会の審議はもとより、会計検査院、総務省行政評価局、マスコミなど内外から問題点を指摘されたもの

オ 現年度に政策評価における実績評価の対象となる施策に関連するもの（複数も可）

カ その他公開の場で外部の視点による点検を行うことが有効と判断されるもの

- ② 公開プロセス対象事業の選定にあたり、論点が専門的・技術的に過ぎ国民の関心を惹起することが期待し難い事業、事業内容の改善の余地が乏しいと考えられる事業など、公開の場で議論するのにふさわしくない事業は対象としないものとする。

- ③ 公開プロセス対象事業について、全体として予算規模が少額のものに偏ることのないよう、バランスに配慮した選定を行うものとする。また、公開プロセスを効果的かつ効率的に実施するため、原則として、事業単位で1億円未満のものについては対象としないものとする。ただし、複数の1億円未満の事業を一括りにして、その総額

が1億円を超える場合や、1億円を超える事業の数が限られている府省庁において、公開の場での外部の視点による点検を行うことが有効と判断される事業がある場合などは、この限りではない。

- ④ 各府省庁は、公開プロセス対象事業の数を当該府省庁の外部有識者による点検の対象事業数の多寡等を踏まえて判断する。また、公開プロセスの実施期間はおおむね1～2日程度を目途に、事業数に応じて設定するものとする。なお、レビューの対象事業数が少なく、かつ、①の基準に該当する事業がないと考える府省庁は、公開プロセスの取扱いについて、事業単位を整理する段階で、事務局に事前に協議を行うものとする。
- ⑤ 公開プロセスに参加する外部有識者は、各府省庁が選定した事業に対して、追加や変更を申し出ることができる。各府省庁は、外部有識者の申出に対して誠実に対応するとともに、申出のとおり対応しない場合は、当該申出の内容及び申出のとおり対応しない理由を各府省庁のホームページにおいて公表するものとする。
- ⑥ 公開プロセスに参加する外部有識者による追加や変更の申出の機会を確保するため、各府省庁は、対象事業を決定した後、各有識者に対して、速やかに対象事業を通知するとともに、当該申出の受付期間を通知した日から起算して少なくとも5日間（土日、祝日を除く。）設けることとする。
- ⑦ 事務局は、各府省庁が選定した公開プロセス対象事業のほかに、又はその一部若しくは全部に替えて、上記に照らし、例えば、過去に公開プロセスの対象となった事業や行政改革推進会議において指摘のあった事業など、公開プロセスの対象に追加すべき事業があると判断する場合、各府省庁に対し、対象事業を追加させることができる。

令和6年度行政事業レビュー 公開プロセス対象候補事業リスト

府省名	法務省	公開プロセス開催日			—				
令和5年度 事業番号	事業名	令和5年度 補正後予算額 (単位:百万円)	令和6年度 当初予算額 (単位:百万円)	選定基準 ((ア)は必須。(イ)～(カ)は任意選択。)		事業概要	具体的な選定理由	想定される論点	備考欄
0019	被収容者生活関連業務 の維持	21,086	20,043	(ア) アウトカムの設定など、EBPM的観点から点検する必要があるもの	(ウ) 長期的又は継続的に取り組んでいる事業等で、執行方法、制度等の改善の余地が大きいと考えられるもの	矯正施設は、法令に基づき、犯罪や非行をした者を強制的に収容する施設であり、これら矯正施設の維持・管理のために生じる保守料や物品等の整備経費をはじめ、被収容者に対し、公平・適正な矯正処遇を実施するために最低限必要な食糧、衣類、日常生活必需品を支給するための物資購入等、被収容者の身柄を確保する上で必要となる物資等を整備することを目的とした事業である。	矯正施設における衣食住については、従来、被収容者の労働力をもって対応することを前提として、国費の支出の抑制を図ってきたところ。 一方で、被収容者の高齢化や質の変化に伴い、生活関連業務に従事できる者の確保が困難となっていることや、自前で実施することにより、むしろコストがかかっているか検証が必要といった課題があり、施設運営の維持に向けては、当該業務の効率化等の検討が必要となっている。	衣類や日常生活必需品については、刑務所において作業用機械を整備し原材料から製作するなどしているところ、左記の状況に加え、社会情勢等も踏まえた品目の見直しに係る検討が必要な段階となっている。 そのため、矯正施設における衣類等の整備に関し、EBPM的観点を踏まえ、次の各点を中心に効果的な事業の在り方について検討する。 ○指定自給製品(矯正施設の需要を賄うための作業による製品)として引き続き生産することについて、製品購入への切替えも含めて見直すべき点はないか ○費用対効果や質の向上の検証について定量的に検証できるロジックを組み立てられないか	

(注1) 事業番号欄には、令和5年度行政事業レビューにおける事業番号(3桁)を記載する。(例:民事基本法制の整備の場合、「001」と記載)

(注2) 「令和5年度法務省行政事業レビュー行動計画」第3の3(1)(ア)「アウトカムの設定など、EBPM的観点から点検する必要があるもの」の基準に該当するものとする。

(注3) 候補事業は、事業単位で1億円以上とすること。

(注4) システム関係(システムの仕様やコスト等の技術的な論点しかないもの)については、候補としないこと。

(注5) 対象事業は事業単位で対象とすることとし、事業の一部のみを対象としないこと(特に議論する必要のある箇所(活動)については、論点において整理すること。)。
なお、特に議論する必要のある箇所について論点において整理した場合、当該論点に係る予算額を、令和5年度補正後予算額及び令和6年度当初予算額の欄に、それぞれ内数として()書きで記載すること。

(注6) 選定基準欄(右側)は、(ア)以外の基準にも該当する場合に、(イ)～(カ)のいずれに該当するかを記載すること。

(注7) 想定される論点欄には、例えば「アウトプット、アウトカムは適切に設定されているか。」など、必ずEBPM的観点に基づく事項を含む論点を記載すること。

○選定基準

(ア) アウトカムの設定など、EBPM的観点から点検する必要があるもの

(イ) 事業の規模が大きく、又は政策の優先度の高いもの

(ウ) 長期的又は継続的に取り組んでいる事業等で、執行方法、制度等の改善の余地が大きいと考えられるもの

(エ) 事業の執行等に関して、国会の審議はもとより、会計検査院、総務省行政評価局、マスコミなど内外から問題点を指摘されたもの

(オ) 現年度に政策評価における実績評価の対象となる施策に関連するもの(複数可)

(カ) その他公開の場で外部の視点による点検を行うことが有効と判断されるもの

府省名	法務省	公開プロセス開催日				—			
令和5年度 事業番号	事業名	令和5年度 補正後予算額 (単位:百万円)	令和6年度 当初予算額 (単位:百万円)	選定基準 (ア)は必須。(イ)～(カ)は任意選択。)		事業概要	具体的な選定理由	想定される論点	備考欄
0023	医療観察対象者の社会 復帰	286	294	(ア) アウトカムの設 定など、EBPM的観 点から点検する必 要があるもの		生活環境の調査、生活環 境の調整を経た医療観 察対象者に対し、全国の 保護観察所に配置された 社会復帰調整官(精神保 健福祉士等の資格を有 する者)が、地域社会に おける処遇のコーディネーターとして、地域社会において通院治療中の者に対する精神保健観察を実施し、その過程において実施するケア会議等を通じて地域の医療・福祉関係機関と連携してその支援等を確保し、同観察の円滑な実施を図るもの。	平成17年度に医療観察 制度が開始されて以降、 これまでに多くの対象者 の社会復帰を促進してき たところ、引き続き、より 効果的な事業を展開して いくため、外部有識者の 観点での検討が必要で ある。	・EBPMの観点からより効果的な事業の在り方について検討できないか ・医療観察対象者の再被害行為を防ぎ、社会復帰を促進するための効果的な事業の在り方について	

(注1) 事業番号欄には、令和5年度行政事業レビューにおける事業番号(3桁)を記載する。(例:民事基本法制の整備の場合、「001」と記載)

(注2) 「令和5年度法務省行政事業レビュー行動計画」第3の3(1)(ア)「アウトカムの設定など、EBPM的観点から点検する必要があるもの」の基準に該当するものとする。

(注3) 候補事業は、事業単位で1億円以上とすること。

(注4) システム関係(システムの仕様やコスト等の技術的な論点しかないもの)については、候補としないこと。

(注5) 対象事業は事業単位で対象とすることとし、事業の一部のみを対象としないこと(特に議論する必要のある箇所(活動)については、論点において整理すること。)

なお、特に議論する必要のある箇所について論点において整理した場合、当該論点に係る予算額を、令和5年度補正後予算額及び令和6年度当初予算額の欄に、それぞれ内数として()書きで記載すること。

(注6) 選定基準欄(右側)は、(ア)以外の基準にも該当する場合に、(イ)～(カ)のいずれに該当するかを記載すること。

(注7) 想定される論点欄には、例えば「アウトプット、アウトカムは適切に設定されているか。」など、必ずEBPMの観点に基づく事項を含む論点を記載すること。

○選定基準

(ア) アウトカムの設定など、EBPM的観点から点検する必要があるもの

(イ) 事業の規模が大きく、又は政策の優先度の高いもの

(ウ) 長期的又は継続的に取り組んでいる事業等で、執行方法、制度等の改善の余地が大きいと考えられるもの

(エ) 事業の執行等に関して、国会の審議はもとより、会計検査院、総務省行政評価局、マスコミなど内外から問題点を指摘されたもの

(オ) 現年度に政策評価における実績評価の対象となる施策に関連するもの(複数可)

(カ) その他公開の場で外部の視点による点検を行うことが有効と判断されるもの

府省名	法務省	公開プロセス開催日			—				
令和5年度 事業番号	事業名	令和5年度 補正後予算額 (単位:百万円)	令和6年度 当初予算額 (単位:百万円)	選定基準 (ア)は必須。(イ)～(カ)は任意選択。)		事業概要	具体的な選定理由	想定される論点	備考欄
0047	開発途上国に対する法 制度整備支援の推進	165	167	(ア) アウトカムの設 定など、EBPM的観 点から点検する必 要があるもの		相手国の要請やその実 情に応じて、基本法令等 の起草支援、法の執行機 関の強化を含む法制度 の運用支援、法曹実務家 等の人材育成支援等の 法制度整備支援事業を 行う。その手段として、本 邦での各種研修及び相 手国との間の共同研究 の実施、相手国での現地 セミナーの実施、専門家 の派遣などを行う。	事業の手法は、支援対 象国のニーズを把握し、 現地での法令の整備状 況及び運用状況等を調 査した上で、支援対象国 の自主性を尊重しつつ、 現地への専門家派遣、 日本国内での各種研修 や現地セミナーの実施 等を中心に行っているも のであるが、令和元年度 公開プロセスから4年が 経過し、当時の評価結果 を踏まえ適切に改善でき ているか、フォローアップ を行う必要がある。	○ 令和元年度公開プロセスのフォ ローアップについて 外部有識者からの以下の所見に対 して、その後の取組等を踏まえ、適切 に改善されているかフォローアップを 行う。 1 関係組織・省庁との間で協力分担 関係を明確にし、連携を強化すべきで ある。 2 成果目標の適正な設定をした上 で、具体的な評価方法を策定する必 要がある。	

(注1) 事業番号欄には、令和5年度行政事業レビューにおける事業番号(3桁)を記載する。(例:民事基本法制の整備の場合、「001」と記載)

(注2) 「令和5年度法務省行政事業レビュー行動計画」第3の3(1)(ア)「アウトカムの設定など、EBPM的観点から点検する必要があるもの」の基準に該当するものとする。

(注3) 候補事業は、事業単位で1億円以上とすること。

(注4) システム関係(システムの仕様やコスト等の技術的な論点しかないもの)については、候補としないこと。

(注5) 対象事業は事業単位で対象とすることとし、事業の一部のみを対象としないこと(特に議論する必要のある箇所(活動)については、論点において整理すること。)

なお、特に議論する必要のある箇所について論点において整理した場合、当該論点に係る予算額を、令和5年度補正後予算額及び令和6年度当初予算額の欄に、それぞれ内数として()書きで記載すること。

(注6) 選定基準欄(右側)は、(ア)以外の基準にも該当する場合に、(イ)～(カ)のいずれに該当するかを記載すること。

(注7) 想定される論点欄には、例えば「アウトプット、アウトカムは適切に設定されているか。」など、必ずEBPM的観点に基づく事項を含む論点を記載すること。

○選定基準

(ア) アウトカムの設定など、EBPM的観点から点検する必要があるもの

(イ) 事業の規模が大きく、又は政策の優先度の高いもの

(ウ) 長期的又は継続的に取り組んでいる事業等で、執行方法、制度等の改善の余地が大きいと考えられるもの

(エ) 事業の執行等に関して、国会の審議はもとより、会計検査院、総務省行政評価局、マスコミなど内外から問題点を指摘されたもの

(オ) 現年度に政策評価における実績評価の対象となる施策に関連するもの(複数可)

(カ) その他公開の場で外部の視点による点検を行うことが有効と判断されるもの

政 策 体 系

基本政策		
	政策	施策
I 基本法制の維持及び整備		
1 基本法制の維持及び整備（事前規制型社会から事後チェック・救済型社会への転換、社会経済構造の変革に対応した基本法制の維持及び整備を行う。） (1) 社会経済情勢に対応した基本法制の整備（情報化・国際化等の取引社会の変化に対応した民事基本法制の整備及び社会経済情勢により変化する犯罪状況に的確に対応することができる刑事基本法制の整備により、国民が豊かな創造性とエネルギーを発揮する社会の実現と、我が国の経済の活力の維持・向上に資するとともに、「事後チェック・救済型社会」の基盤を形成し、社会の安定に資するものとする。）		
2 司法制度改革の成果の定着に向けた取組（社会の複雑・多様化、国際化等がより一層進展する中で、事前規制型社会から明確なルールと自己責任原則に貫かれた事後チェック・救済型社会への転換を図り、自由かつ公正な社会を実現していくために、司法制度改革の成果の定着を図り、司法の機能を充実強化する。） (1) 総合法律支援の充実強化（裁判その他の法による紛争の解決のための制度の利用をより容易にするとともに、弁護士及び弁護士法人並びに司法書士その他の隣接法律専門職者のサービスをより身近に受けられるようにするための総合的な支援の実施及び体制整備の充実強化を図る。） (2) 法養成制度の充実（高度の専門的な法律知識、幅広い教養、豊かな人間性及び職業倫理を備えた多数の法曹の養成及び確保その他の司法制度を支える体制を充実強化する。） (3) 裁判外紛争解決手続の拡充・活性化（国民の権利の適切な実現に資するため、紛争の当事者がその解決を図るのにふさわしい手続を容易に選択できるよう、裁判外の紛争解決手続について、その拡充及び活性化を図る。） (4) 法教育の推進（国民一人ひとりが、法や司法の役割を十分に認識し、法やルールにのっとった紛争の適正な解決を図る力を身に付けるとともに、司法の国民的基盤の確立を図るため、法教育を推進する。） (5) 国際仲裁の活性化に向けた基盤整備（国際商取引をめぐる紛争解決のグローバル・スタンダードである国際仲裁の活性化に向けて、施設整備、人材育成、広報・意識啓発等の基盤整備を推進する。）		
3 法務に関する調査研究（内外の社会経済情勢を的確に把握し、時代の要請に適応した基本法制の整備・運用等に資するよう、法務に関する総合的・実証的な調査研究を行う。）		

- (1) **社会経済情勢を踏まえた法務に関する調査研究の計画的実施と提言**（内外の社会経済情勢を踏まえた研究題目の選定、国内外の情勢の調査研究の計画的実施と必要な刑事政策上の提言を行う。）

II 法秩序の確立による安全・安心な社会の維持（犯罪被害者等のための施策を含む。）

4 再犯の防止等の推進（再犯の防止等の推進に関する法律、再犯防止推進計画等に基づく施策の推進を図る。）

- (1) **国と地方公共団体が連携した取組等の実施**（再犯の防止等の推進に関する法律、再犯防止推進計画等に基づき、国と地方公共団体が連携した取組や、民間資金の活用等、新たな手法を活用した取組を実施する。）

5 検察権の適正迅速な行使（国家刑罰権の適正かつ迅速な実現により、社会の平和を保持し、個人及び公共の福祉を図る。）

- (1) **適正迅速な検察権の行使**（刑事事件について捜査及び起訴・不起訴の処分を行い、裁判所に法の正当な適用を請求し、裁判の執行を指揮監督するなどの権限を適正迅速に行使する。）
- (2) **検察権行使を支える事務の適正な運営**（検察活動が社会情勢の推移に即応して有効適切に行われるようにするため、検察運営の全般にわたって改善を加え、検察機能のより一層の強化を図る。）

6 矯正処遇の適正な実施（被収容者の改善更生及び円滑な社会復帰を図るため、適正な矯正処遇を実施する。）

- (1) **矯正施設の適正な保安警備及び処遇体制の整備**（矯正施設の適正な管理運営を維持するため、各種警備用機器の整備・開発の推進及びその効果的な活用等を図るとともに、研修、訓練等を通じて職員の職務執行力の向上を図る。）
- (2) **矯正施設における収容環境の維持及び適正な処遇の実施**（被収容者の改善更生及び円滑な社会復帰を図るため、被収容者の個々の状況に応じて、収容環境の維持を含めた適切な処遇を実施する。）
- (3) **矯正施設の適正な運営に必要な民間委託等の実施**（職員の業務負担の軽減を図るとともに、矯正処遇の充実を図るため、民間委託等を実施する。）

7 更生保護活動の適切な実施（犯罪をした者及び非行のある少年の社会内における改善更生等を図るとともに、犯罪の予防を目的とした国民の活動を促進する。）

- (1) **保護観察対象者等の改善更生等**（保護観察対象者等の再犯防止及び改善更生のため、社会内において適切な処遇を行うとともに、犯罪や非行のない地域社会作りのため、犯罪予防を目的とした国民の活動を促進する。）
- (2) **医療観察対象者の社会復帰**（心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の社会復帰を促進するため、医療観察対象者に対する地域社会における処遇の適正かつ円滑な実施を確保する。）

8 破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施（公共の安全の確保を図るため、破壊的団体の規制に関する調査及び処分の請求並びに無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査、処分の請求及び規制措置を行う。）

(1) 破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査等（公共の安全の確保を図るため、破壊的団体の規制に関する調査及び処分の請求並びに無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査、処分の請求及び規制措置を行うとともに、その調査の過程で得られる情報を関係機関及び国民に適時適切に提供する。）

9 破壊的団体等の規制処分の適正な審査・決定（公共の安全の確保に寄与するために行う破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関し適正な審査及び決定を行う。）

(1) 破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制処分の適正な審査・決定（破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体に対する規制処分に關し、適正な審査及び決定を行う。）

III 国民の権利擁護

10 国民の財産や身分関係の保護（経済活動や社会活動に不可欠である財産上及び身分上の権利を適切に保全するための法制度を整備するとともに、円滑な運営を行う。）

(1) 登記事務の適正円滑な処理（不動産取引の安全と円滑、会社・法人等に係る信用の維持等を図るとともに、登記に関する国民の利便性を向上させるため、登記事務を適正・円滑に処理する。）

(2) 国籍・戸籍・供託・遺言書保管事務の適正円滑な処理（我が国における身分関係の安定及び国民の権利の保全を図るため、国籍・戸籍・供託・遺言書保管に関する法制度を整備し、これを適正・円滑に運営する。）

(3) 債権管理回収業の審査監督（暴力団等反社会的勢力が参入することなどを防止し、適正な債権管理回収業務を実施させるため、債権管理回収業の許可について厳格な審査を行うとともに、債権回収会社の業務の適正な運営を確保するため、債権回収会社に対して立入検査を中心とした監督を行う。）

11 人権の擁護（人権の擁護に関する施策を総合的に推進する。）

(1) 人権尊重思想の普及高揚並びに人権侵害による被害の救済及び予防（人権が尊重される社会の実現に寄与するため、人権尊重思想の普及高揚並びに人権侵害による被害の救済及び予防を図るなど、国民の人権の擁護を積極的に行う。）

IV 国の利害に関係のある争訟の統一的かつ適正な処理

12 国の利害に関係のある争訟の統一的かつ適正な処理（国民個人の権利・利益と国の正当な利益との間における争訟に対して、統一的に対処し適正な調和を図る。）

(1) 国の利害に関係のある争訟の適正・迅速な処理（国民の期待に応える司法制度の実現に寄与するため、国の利害に関係のある争訟を適正・迅速に処理する。）

V	出入国の公正な管理及び外国人との共生社会の実現に向けた環境整備
	13 出入国の公正な管理及び外国人との共生社会の実現に向けた環境整備（出入国在留管理行政を通じて国際協調と国際交流の増進を図るとともに、不法滞在者等を生まない社会を構築する。） (1) 円滑な出入国審査、不法滞在者等対策の推進及び外国人との共生社会の実現（我が国の国際交流の推進及び観光立国実現のため、円滑な出入国審査の実施を推進するとともに、安全・安心な社会の実現のため、不法滞在者等対策を推進する。また、外国人との共生社会の実現に向けた環境整備を行う。）
VI	法務行政における国際化対応・国際協力
	14 法務行政における国際化対応・国際協力（外国関係機関との連携等を通じて、法務行政の国際化や諸外国への協力を適切に対応する。） (1) 法務行政の国際化への対応（国際化する法務行政の円滑な運営を図る。） (2) 法務行政における国際協力の推進（国際連合その他国際機関等と緊密に連携・協力して行う世界各国の刑事司法実務家を対象とした国際研修等の活動や、アジア等の開発途上国を対象とした法制度整備支援等を通じて、世界各国に「法の支配」と良い統治（グッド・ガバナンス）を推進させ、その発展に寄与するとともに、我が国の国際社会における地位の向上等に資するため、法務省が所掌事務に関連して有する知見等を他国や国際機関等に提供するなどの国際協力を推進する。）
VII	法務行政全般の円滑かつ効率的な運営
	15 法務行政全般の円滑かつ効率的な運営（説明責任の履行、透明性の確保、人的物的体制の整備確立等を通じて、法務行政を円滑かつ効率的に運営する。） (1) 法務行政に対する理解の促進（法務行政を国民に開かれた存在にし、その理解の促進を図る。） (2) 施設の整備（司法制度改革の推進や治安情勢の変化に伴って生じる新たな行政需要等を踏まえ、十分な行政機能を果たすことができるよう、執務室等の面積が不足している施設や、長期間の使用により老朽化した施設等について所要の整備、防災・減災対策を行う。） (3) 法務行政の情報化（国民の利便性、行政サービスの向上を図るため、法務行政手続の情報化を推進するとともに、法務省で運用する情報システムについて、政府全体で取り組んでいる業務・システムの最適化を図り、業務及び情報システムの効率化を推進する。） (4) 職員の多様性及び能力の確保（社会経済情勢の変動に適切に対応するため、職員の多様性を確保し、能力の開発・向上を図る。）

政策体系		備 考	
基本政策		評価 方法	評価時期
政策			
施策			
Ⅰ 基本法制の維持及び整備			
1 基本法制の維持及び整備			
(1) 社会経済情勢に対応した基本法制の整備	—	—	
2 司法制度改革の成果の定着に向けた取組			
(1) 総合法律支援の充実強化	—	—	
(2) 法曹養成制度の充実（※ 1）	総合	令和 8 年度	
(3) 裁判外紛争解決手続の拡充・活性化	総合	令和 6 年度	
(4) 法教育の推進（※ 1）	総合	令和 8 年度	
(5) 国際仲裁の活性化に向けた基盤整備	総合	令和10年度	
3 法務に関する調査研究			
(1) 社会経済情勢を踏まえた法務に関する調査研究の計画的実施と提言	事業	別途記載	
Ⅱ 法秩序の確立による安全・安心な社会の維持（犯罪被害者等のための施策を含む。）			
4 再犯の防止等の推進	実質	※ 2	
(1) 国と地方公共団体が連携した取組等の実施			
5 検察権の適正迅速な行使			
(1) 適正迅速な検察権の行使	—	—	
(2) 検察権行使を支える事務の適正な運営	総合	令和 7 年度	
6 矯正処遇の適正な実施（※ 3）			
(1) 矯正施設の適正な保安警備及び処遇体制の整備	総合	令和 9 年度	
(2) 矯正施設における収容環境の維持及び適正な処遇の実施			
(3) 矯正施設の適正な運営に必要な民間委託等の実施			
7 更生保護活動の適切な実施（※ 4）			
(1) 保護観察対象者等の改善更生等	総合	令和 9 年度	
(2) 医療観察対象者の社会復帰			
8 破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施	総合	令和10年度	
(1) 破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査等			
9 破壊的団体等の規制処分の適正な審査・決定			
(1) 破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制処分の適正な審査・決定	—	—	
Ⅲ 国民の権利擁護			
10 国民の財産や身分関係の保護			
(1) 登記事務の適正円滑な処理（※ 5）	総合	令和 6 年度	
(2) 国籍・戸籍・供託・遺言書保管事務の適正円滑な処理（※ 5）	総合	令和 6 年度	
(3) 債権管理回収業の審査監督	—	—	
11 人権の擁護	総合	令和10年度	
(1) 人権尊重思想の普及高揚並びに人権侵害による被害の救済及び予防			
Ⅳ 国の利害に関係のある争訟の統一的かつ適正な処理			
12 国の利害に関係のある争訟の統一的かつ適正な処理	総合	令和 7 年度	
(1) 国の利害に関係のある争訟の適正・迅速な処理			
Ⅴ 出入国の公正な管理及び外国人との共生社会の実現に向けた環境整備			
13 出入国の公正な管理及び外国人との共生社会の実現に向けた環境整備	実質	※ 2	
(1) 円滑な出入国審査、不法滞在者等対策の推進及び外国人との共生社会の実現			

VI 法務行政における国際化対応・国際協力			
	14 法務行政における国際化対応・国際協力		
	(1) 法務行政の国際化への対応	—	—
	(2) 法務行政における国際協力の推進	総合	令和6年度
VII 法務行政全般の円滑かつ効率的な運営			
	15 法務行政全般の円滑かつ効率的な運営		
	(1) 法務行政に対する理解の促進	—	—
	(2) 施設の整備	事業	別途記載
	(3) 法務行政の情報化	—	—
	(4) 職員の多様性及び能力の確保	—	—

・「評価方法」において、「総合」は「総合評価方式」を、「事業」は「事業評価方式」を、「実質」は「実質的に政策評価と同等の評価が行われていると認められる政策立案プロセス」を示す。

- ※1 「法曹養成制度の充実」及び「法教育の推進」は、「自由かつ公正な社会の実現に向けた取組」として一体的に評価を実施
- ※2 政策評価と同等の政策立案プロセスにおいて評価を実施
- ※3 政策「矯正処遇の適正な実施」の中で、施策「矯正施設の適正な保安警備及び処遇体制の整備」、「矯正施設における収容環境の維持及び適正な処遇の実施」及び「矯正施設の適正な運営に必要な民間委託等の実施」の評価を実施
- ※4 政策「更生保護活動の適切な実施」の中で、施策「保護観察対象者等の改善更生等」及び「医療観察対象者の社会復帰」の評価を実施
- ※5 「登記事務の適正円滑な処理」及び「国籍・戸籍・供託・遺言書保管事務の適正円滑な処理」は、「民事行政の適正円滑な処理」として一体的に評価を実施

事業評価方式により評価を行う政策

1 事前評価を行った政策の事後検証として行う評価・検証（後記2を除く）

(1) 社会経済情勢を踏まえた法務に関する調査研究の計画的実施と提言

政策体系上の位置付け：Ⅰ－3－(1)

事業名	事前評価 実施時期	事後評価 予定時期	担当部局
犯罪者（犯罪・非行をした者）の意識調査	令和元年度	令和6年度	法務総合研究所
非行少年と成育環境（子供の貧困）に関する研究	令和2年度	令和7年度	法務総合研究所
女性と犯罪に関する研究	令和3年度	令和8年度	法務総合研究所
犯罪被害の動向及び犯罪被害者に関する総合的研究	令和4年度	令和9年度	法務総合研究所

(2) 施設の整備

政策体系上の位置付け：Ⅶ－15－(2)

事業名	事前評価 実施時期	事後評価 予定時期	担当部局
宮城刑務所新営工事	平成16年度	未定	施設課
福岡刑務所新営工事	平成18年度	未定	施設課
大阪拘置所新営工事	平成20年度	未定	施設課
宇都宮法務総合庁舎新営工事	平成22年度	令和8年度	施設課
国際法務総合センター（仮称）整備事業	平成23年度	令和6年度	施設課
松江法務総合庁舎新営工事	平成24年度	未定	施設課
奈良法務総合庁舎新営工事	平成24年度	未定	施設課
福岡第2法務総合庁舎新営工事	平成25年度	令和7年度	施設課
佐渡法務総合庁舎新営工事	平成25年度	令和7年度	施設課
駿府学園新営工事	平成25年度	令和8年度	施設課
西日本矯正医療センター（少年）（仮称）新営工事	平成25年度	未定	施設課
沖縄少年院・沖縄女子学園新営工事	平成25年度	令和6年度	施設課
徳島法務総合庁舎新営工事	平成26年度	未定	施設課
佐世保法務総合庁舎新営工事	平成26年度	令和10年度	施設課
名寄法務総合庁舎新営工事	平成26年度	令和6年度	施設課
岡山地方法務局新営工事	平成28年度	未定	施設課
大阪医療刑務所新営工事	平成29年度	未定	施設課
長野地方検察庁新営工事	令和元年度	未定	施設課
沼津法務総合庁舎新営工事	令和元年度	未定	施設課
女子中間ケアセンター（仮称）新営工事	令和元年度	未定	施設課
尼崎法務総合庁舎新営工事	令和2年度	未定	施設課
岡崎医療刑務所新営工事	令和2年度	未定	施設課
岡崎拘置支所新営工事	令和2年度	未定	施設課
神奈川少年更生支援センター（仮称）新営工事	令和3年度	未定	施設課
広島拘置所新営工事	令和4年度	未定	施設課
広島法務総合研修寮（仮称）新営工事	令和4年度	未定	施設課
横浜法務総合庁舎新営工事	令和4年度	未定	施設課

滋賀拘置支所・大津少年鑑別所新営工事	令和 5 年度	未定	施設課
宇都宮拘置支所・宇都宮少年鑑別所新営工事	令和 5 年度	未定	施設課

※施設供用開始から 5 年経過後に事後評価を実施する。

2 規制の事後評価

規制の名称	事前評価 実施時期	事後評価 予定時期	担当部局
欠格事由の緩和（債権管理回収業に関する特別措置法）	平成 29 年度	令和 6 年度	司法法制部
欠格事由の緩和（裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律）	平成 29 年度	令和 6 年度	司法法制部
沖縄弁護士名簿への登載取消し事由	令和元年度	令和 6 年度	司法法制部
法務大臣による外国法事務弁護士の承認における職務経験要件の緩和	令和元年度	令和 7 年度	司法法制部
入国警備官による違反調査の権限に係る規定の整備	令和 2 年度	令和 10 年度	出入国在留管理庁
監理措置制度における監理人の義務	令和 2 年度	令和 10 年度	出入国在留管理庁
相続等により取得した土地についてその所有権を国庫に帰属させることを法務大臣に対して申請する場合における承認申請書の提出義務	令和 2 年度	令和 10 年度	民事局
相続登記及び住所等変更登記の申請の義務化	令和 2 年度	令和 11 年度	民事局
一号特定技能外国人支援の委託制限	令和 5 年度	施行後 5 年以内	出入国在留管理庁
育成就労制度における育成就労実施者の変更の要件の整備	令和 5 年度	施行後 5 年以内	出入国在留管理庁

※事後評価予定時期は、法律・政令等の施行後 5 年以内としている。

なお、社会情勢の変化等の事情によって評価時期が変更となる可能性がある。

3 国からの指定等に基づき法人が実施する事務・事業に関する評価

事業名	事後評価 予定時期	担当部局
登記情報提供業務	令和 8 年度	民事局

 . . . 令和6年度公開プロセス対象事業（候補）	公 . . . 公開プロセス
 . . . 令和6年度外部有識者点検対象事業（候補）	新 . . . 前年度から新規に開始された事業であるため外部有識者点検対象事業となったもの
 . . . 1億円未満の事業	性 . . . 令和5年度に成果指標が定性的に設定されている事業について点検を行うこととなったために点検を実施する必要が生じた事業
 . . . 上記以外の事業	△ . . . 事業単位の見直しにより統合・再編された事業のうち見直し前の事業につき点検対象となったもの

令和6年度法務省行政事業レビュー（事業一覧）

（単位：百万円）

事業 番号	事 業 名	5年度 補正後 予算額	6年度 当 初 予算額	担当部局庁	外部有識者点検対象（案） （公開プロセス含む）					
					元	2	3	4	5	6
政策名：Ⅰ-1 基本法制の維持及び整備										
施策名：Ⅰ-1-(1) 社会経済情勢に対応した基本法制の整備										
	001	民事基本法制の整備	96	88	民事局		○			○
	002	司法書士試験等国家試験の実施	35	36	民事局		○			○
	003	刑事基本法制の整備	41	41	刑事局		○		性	
政策名：Ⅰ-2 司法制度改革の成果の定着に向けた取組										
施策名：Ⅰ-2-(1) 総合法律支援の充実強化										
	004	日本司法支援センターの運営（国選弁護士確保業務委託を除く）	17,142	16,010	大臣官房司法法制部				○	
	005	国選弁護士確保業務委託	17,169	16,526	大臣官房司法法制部				○	
施策名：Ⅰ-2-(2) 法曹養成制度の充実										
	006	司法試験の実施	925	820	大臣官房人事課			○		
施策名：Ⅰ-2-(3) 裁判外紛争解決手続の拡充・活性化										
	007	裁判外紛争解決手続（ＡＤＲ）認証制度実施	13	12	大臣官房司法法制部			○		
施策名：Ⅰ-2-(4) 法教育の推進										
	008	法教育の推進	32	11	大臣官房司法法制部		○			○
施策名：Ⅰ-2-(5) 国際仲裁の活性化に向けた基盤整備										
	009	国際仲裁活性化基盤整備調査	71	16	大臣官房国際課		○		性	
政策名：Ⅰ-3 法務に関する調査研究										
施策名：Ⅰ-3-(1) 社会経済情勢を踏まえた法務に関する調査研究の計画的実施と提言										
	010	法務に関する調査研究	74	44	法務総合研究所		○		性	
政策名：Ⅱ-4 再犯の防止等の推進										
施策名：Ⅱ-4-(1) 国と地方公共団体が連携した取組等の実施										
	011	再犯の防止等の推進（地方公共団体における再犯防止の取組の促進、広報・啓発活動等）	85	91	大臣官房秘書課	○				○
	012	再犯の防止等の推進（ソーシャル・インパクト・ボンドの活用）	29	－	大臣官房秘書課				新	
政策名：Ⅱ-5 検察権の適正迅速な行使										
施策名：Ⅱ-5-(1) 適正迅速な検察権の行使										
	013	選挙事犯の取締り対応	30	－	刑事局			○	性	
	014	検察事務処理への対応	5,607	5,209	刑事局	△			○	
施策名：Ⅱ-5-(2) 検察権行使を支える事務の適正な運営										
	015	各種犯罪への対応	1,017	1,339	刑事局	△			公 性	
政策名：Ⅱ-6 矯正処遇の適正な実施										
施策名：Ⅱ-6-(1) 矯正施設の適正な保安警備及び処遇体制の整備										
	016	矯正施設の保安及び処遇体制の整備	8,100	5,591	矯正局	○				性
施策名：Ⅱ-6-(2) 矯正施設における収容環境の維持及び適正な処遇の実施										
	017	改善更生・円滑な社会復帰に向けた矯正処遇及び社会復帰支援の実施	6,811	6,518	矯正局	△	△	公	△	
	018	矯正医療体制の整備	4,606	4,419	矯正局	△		△		
	019	被収容者生活関連業務の維持	21,086	20,043	矯正局	△		△	性	★
施策名：Ⅱ-6-(3) 矯正施設の適正な運営に必要な民間委託等の実施										
	020	P F I 手法、公サ法を活用した刑事施設の民間委託運営	15,196	15,302	矯正局				△	○
	021	開かれた矯正に向けた取組の実施	167	149	矯正局		○			○

事業 番号	事 業 名	5年度 補正後 予算額	6年度 当 初 予算額	担当部局庁	外部有識者点検対象（案） （公開プロセス含む）					
					元	2	3	4	5	6
政策名：Ⅱ-7 更正保護活動の適切な実施										
施策名：Ⅱ-7-(1) 保護観察対象者等の改善更生等										
	022	保護観察対象者等の改善更生等	12,940	12,419	保護局	公	△		△	
施策名：Ⅱ-7-(2) 医療観察対象者の社会復帰										
	023	医療観察対象者の社会復帰	286	294	保護局					○ ★
政策名：Ⅱ-8 破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施										
施策名：Ⅱ-8-(1) 破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査等										
	024	破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施	519	610	公安調査庁					○
	025	オウム真理教に対する観察処分の実施	28	21	公安調査庁	○				性
	026	公安情報電算機処理システムの整備・運用	818	177	公安調査庁		○			○
政策名：Ⅲ-10 国民の財産や身分関係の保護										
施策名：Ⅲ-10-(1) 登記事務の適正円滑な処理										
	027	登記所備付地図整備の推進	5,110	5,106	民事局			○		
	028	登記事項証明書の交付事務等の委託	8,433	8,285	民事局		○			○
	029	所有者不明土地問題の解消	1,688	1,411	民事局			○		
	030	登記事務の運営	5,416	5,173	民事局			○		性
施策名：Ⅲ-10-(2) 国籍・戸籍・供託・遺言書保管事務の適正円滑な処理										
	031	国籍・戸籍事務等の運営	12,435	509	民事局			○		性
	032	供託事務の運営	249	213	民事局	○				公
	033	遺言書保管事務の運営	121	70	民事局		○			○
施策名：Ⅲ-10-(3) 債権管理回収業の審査監督										
	034	債権管理回収業の審査監督	10	11	大臣官房司法法制部	○				性
政策名：Ⅲ-11 人権の擁護										
施策名：Ⅲ-11-(1) 人権尊重思想の普及高揚並びに人権侵害による被害の救済及び予防										
	035	人権侵害による被害者救済活動の実施	349	364	人権擁護局	○				性
	036	人権擁護委員活動の実施	1,563	1,563	人権擁護局				公	
	037	全国的視点に立った人権啓発活動の実施	368	308	人権擁護局					○
	038	人権関係情報提供活動等の委託等	298	239	人権擁護局			○		
	039	地域人権問題に対する人権啓発活動の委託	963	940	人権擁護局			○		
政策名：Ⅳ-12 国の利害に関係のある争訟の統一的かつ適正な処理										
施策名：Ⅳ-12-(1) 国の利害に関係のある争訟の適正・迅速な処理										
	040	訟務事件の適正処理	766	748	訟務局					○
政策名：Ⅴ-13 出入国の公正な管理及び外国人との共生社会の実現に向けた環境整備										
施策名：Ⅴ-13-(1) 円滑な出入国審査、不法滞在者等対策の推進及び外国人との共生社会の実現										
	041	出入国管理業務の実施	12,335	12,188	出入国在留管理庁					公
	042	中長期在留者住居地届出等事務の委託	1,196	1,237	出入国在留管理庁					○
	043	被收容者等の処遇	1,357	1,387	出入国在留管理庁			○		性
政策名：Ⅵ-14 法務行政における国際化対応・国際協力										
施策名：Ⅵ-14-(1) 法務行政の国際化への対応										
	044	国際会議運営費用の分担	75	85	大臣官房国際課			○		性
	045	国際機関への拠出金	203	241	大臣官房国際課				○	性
施策名：Ⅵ-14-(2) 法務行政における国際協力の推進										
	046	国際連合に協力して行う国際協力の推進	111	108	法務総合研究所					○
	047	開発途上国に対する法制度整備支援の推進	165	167	法務総合研究所	公				性 ★
政策名：Ⅶ-15 法務行政全般の円滑かつ効率的な運営										
施策名：Ⅶ-15-(2) 施設の整備										
	048	法務省施設の整備充実	27,499	22,310	大臣官房施設課					○
施策名：Ⅶ-15-(3) 法務行政の情報化										
	049	法務行政情報化の推進	410	388	大臣官房秘書課					○
いずれの政策・施策にも関連しないもの										
	050	法務省職員に対する研修	303	323	法務総合研究所			○		性

事業 番号	事業名	5年度 補正後 予算額	6年度 当初 予算額	担当部局庁	外部有識者点検対象（案） （公開プロセス含む）					
					元	2	3	4	5	6
	行政事業レビュー対象 計	194,346	169,160							

※金額については、単位未満で四捨五入しているため、合計において一致しない

現 状

■ 矯正施設の性質

矯正施設（刑事施設、少年院及び少年鑑別所）は、法令に基づき犯罪や非行を犯した者を収容し、必要な処遇を行う施設

➤ 適切な収容環境の維持

矯正施設に収容され、**行動の自由を制限されている被収容者の生命及び健康の維持**

➤ 円滑な社会復帰

被収容者の**身体的・精神的健康を保持・回復することは、再犯防止に向けた矯正処遇を行うための基盤**

・「日本国憲法」第25条（国の生活保障の義務及び社会保障等の責務）

すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。
国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

・「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」第40条（物品の貸与等）等

被収容者には、次に掲げる物品（書籍等を除く。）であって、刑事施設における日常生活に必要なものを貸与し、又は支給する。

- 一 衣類及び寝具
- 二 食事及び湯茶
- 三 日用品、筆記具その他の物品

対 策

日常生活必需品の整備方法等の見直し

●日常生活必需品の種類や整備方法等

日常生活必需品については、社会情勢等を踏まえた見直しも必要であるところ、このうち、衣類・日用品に焦点を当て、その種類や整備方法等（生産か購入か等）について見直す。

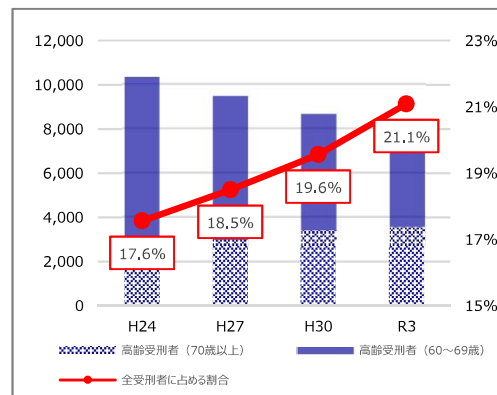
ニーズに応じた日常生活必需品の確保

- 日常生活必需品の支給のための物資確保
- 衣類等の生活必需品の確保

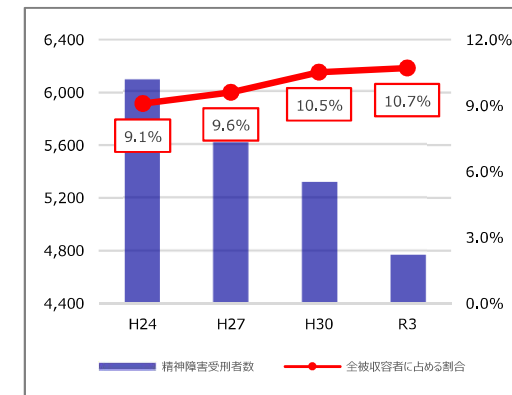


問 題 点

■ 高齢受刑者の割合が増加



■ 精神障害受刑者の割合が増加



■ 被収容者の質的变化を踏まえた収容生活環境の維持及び刑務作業の効率化が課題

- ・ 刑事施設においては、指定自給製品等に係る刑務作業を受刑者に行わせているところ、高齢受刑者や障害・疾病等を抱える受刑者の増加により、当該作業に従事できる被収容者の確保が困難となっている。

■ 時代の変化に対応した衣類等の整備に向けた検討が必要

- ・ 被収容者の特性や拘禁刑の創設に伴う処遇の多様化に対応しつつ、年齢や性別を問わない衣類等の整備（統一化等）について検討が必要となっている。

効 果

安定的な施設運営

衣類・日用品といった日常生活を送る上で欠かせない物資の安定的確保により、一般社会の生活水準と著しく開差が生じない程度の必要最低限の収容生活環境の維持が可能となる。

再犯防止に向けた矯正処遇の基盤となる施設の維持

公平かつ安定的な生活環境の維持により、保安リスク等の低減や各種指導・支援を受けるための体制が整い、再犯防止に向けた矯正処遇が実現できる。

事業番号

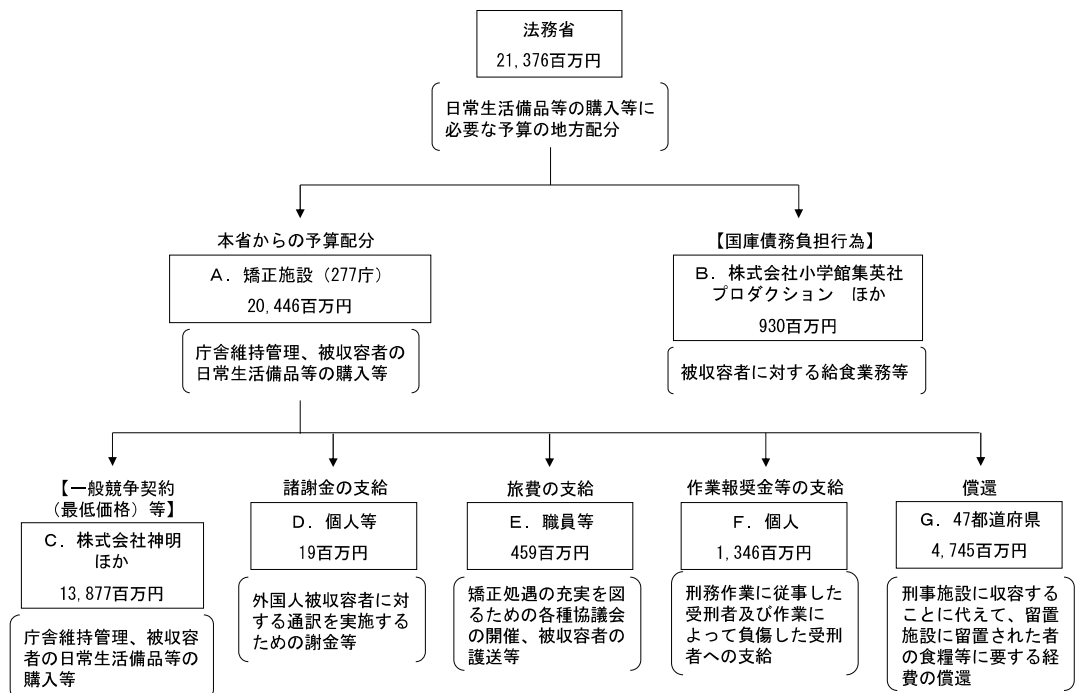
2023 - 法務 - 22 - 0019

令和5年度行政事業レビューシート				(法務省)			
事業名	被収容者生活関連業務の維持			担当部局庁	矯正局		作成責任者
事業開始年度	不明	事業終了 (予定)年度	終了予定なし	担当課室	総務課		総務課長 細川 隆夫
会計区分	一般会計						
根拠法令 (具体的な 条項も記載)	・刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第40条 ・少年院法第60条 ・少年鑑別所法第41条 ・婦人補導院法第6条 等			関係する 計画、通知等	-		
政策	矯正処遇の適正な実施(Ⅱ-6)			主要経費	その他の事項経費		
施策	矯正施設における収容環境の維持及び適正な処遇の実施(Ⅱ-6-(2))						
政策体系・評価書URL	https://www.moj.go.jp/content/001379577.pdf						
事業の目的 (5行程度以内)	刑務所、少年刑務所、拘留所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院に収容された被収容者に対し、社会一般の生活水準と著しい開差が生じない程度の必要最低限の収容生活環境の水準を維持することを目的としている。						
現状・課題 (5行程度以内)	矯正施設においては、被収容者が日常生活を送る上で必要な食事及び衣類等の給与を行い、適正かつ安定的な収容生活環境を維持する必要があるところ、刑事施設においては、自営作業として受刑者に炊事や洗濯等の業務に従事させている。そのような中、高齢受刑者や疾病・障害等のある受刑者の割合が増加傾向にあり、当該業務に従事させることのできる受刑者の安定的な確保が課題となっている。 ・全受刑者に占める高齢者(満60歳以上)の割合 2012年時点では17.6パーセントであったところ、2021年時点では21.1パーセントと3.5ポイント増加 ・全受刑者に占める精神障害受刑者の割合 2012年時点では9.1パーセントであったところ、2021年時点では10.7パーセントと1.6ポイント増加						
事業概要 (5行程度以内)	刑務所、少年刑務所、拘留所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院において、法令に基づき、犯罪者や非行少年を強制的に施設へ収容して身柄を確保しており、これらの矯正施設の維持・管理のために生じる保守料や物品等の整備経費をはじめ、被収容者の公平・適正な矯正処遇を実施するために最低限必要な食糧、衣類、日常生活必需品を支給するための物資購入のほか、矯正処遇を実施するための資材の購入等、被収容者の身柄を確保する上で必要となる物資等を整備する。						
事業概要URL	-						
実施方法	直接実施						
補助率等	-						
予算額・ 執行額 (単位:百万円) (インプット)			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度要求
	予算の 状況	当初予算(A)	23,000	22,619	21,641	21,086	21,062
		補正予算(B)	155	194	-	-	
						-	
						-	
						-	
						-	
						-	
		前年度から繰越し(C)	-	14	-	-	-
		翌年度へ繰越し(D)	▲ 14	-	-	-	
		予備費等(E)	589	478	232	-	
		計(F) =(A)+(B)+(C)+(D)+(E)	23,730	23,305	21,873	21,086	21,062
		執行額(G)	24,230	22,412	21,376		
		執行率(%) =(G)/(F)	102%	96%	98%		
		当初予算+補正予算に対する執行額の割合(%) =(G)/[(A)+(B)]	105%	98%	99%		
令和5・6年度 予算内訳 (単位:百万円)	歳出予算項・目		令和5年度当初予算	令和6年度要求	主な増減理由(・要望額・予備費)		
	(項)	矯正収容費			・償還人員の増加に伴う(目)都道府県警察実費弁償金の増		
	(目)	被収容者食糧費	8,185	7,978			
	(目)	収容諸費	5,739	5,804			
	(目)	都道府県警察実費弁償金	4,480	4,813			
	(目)	被収容者作業報奨金	1,563	1,440			
	(目)	被収容者被服費	371	351			
		その他	748	676			
	計(A)		21,086	21,062			

活動内容① (アクティビティ)		被収容者の収容を確保し、その人権を尊重しつつ、それぞれの法的地位に応じた適切な処遇を実現するため、矯正施設における日常生活に必要な衣類及び寝具、食事及び湯茶、日用品等を貸与し、又は支給する。									
↓											
活動目標及び活動実績① (アウトプット)		活動目標	活動指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	5年度 活動見込	6年度 活動見込	
		炊事・洗濯等を行う受刑者の確保が困難な拘置支所等における食事等の安定的給与	弁当給食を実施する拘置支所数	活動実績	施設	16	22	29	－	－	
				当初見込み	施設	16	22	29	38	－	
↓		成果目標①-1の 設定理由 (アウトプットからのつながり)		矯正施設における日常生活に必要な食事や衣類等の給貸与には、炊事や洗濯等の業務が付随するところ、高齢受刑者や疾病・障害等を有する者の割合の増加により、特に拘置支所等においては、当該業務に従事可能な経理受刑者の確保が課題となっている。また、拘禁刑の創設に伴い、改善指導及び社会復帰支援を受けられるよう配慮が必要となることから、今後一層、経理受刑者の確保が難しくなることが想定されるため。							
成果目標及び成果実績①-1 (短期アウトカム)		成果目標	定量的な成果指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	目標年度 － 年度		
		全ての被収容者に対する食事の給与	食事を給与した被収容者の数(一日平均収容人員)	成果実績	人	48,760	46,776	44,441	－		
				目標値	人	48,760	46,776	44,441	－		
				達成度	%	100	100	100	－		
成果実績及び目標値の 根拠として用いた統計・データ名(出典)/ 定性的なアウトカムに関する成果実績		法務省矯正局総務課調べ									
↓		成果目標①-2の 設定理由 (短期アウトカムからのつながり)		弁当給食を実施することにより、炊事業務に従事する経理受刑者の確保や職員の過重な業務負担が解消され、受刑者にあつては処遇施設において再犯防止に向けた処遇・支援を受ける機会の拡大、職員にあつては他の業務にマンパワーを割くことが可能となり、法的地位に応じた適正な処遇の実現と安定的な収容生活環境の維持が図られるため。							
成果目標及び成果実績①-3 (長期アウトカム)		成果目標	定量的な成果指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	目標最終年度 － 年度		
		適正かつ安定的な処遇環境の整備	－	成果実績	－	－	－	－	－		
				目標値	－	－	－	－	－		
				達成度	%	－	－	－	－		
成果実績及び目標値の 根拠として用いた統計・データ名(出典)/ 定性的なアウトカムに関する成果実績		矯正行政の透明化、処遇環境の充実化等を推進するための一方策として、平成17年4月から、出所受刑者を対象として釈放時アンケートを実施(法務省矯正局成人矯正課調べ)。受刑者の釈放時の感想等を集計し、刑事施設の適正な運営を図るための資料として活用するとともに、その結果を公表し、刑事施設の運営の実情に対する国民の理解を深めるための資料として活用している。									
アウトカム設定についての説明		アクティビティ①について定性的なアウトカムを設定している理由									
		可能な限り定量的に把握するため、食事内容など刑務所の処遇環境等に関するアンケート調査を出所する受刑者を対象に実施し、同アンケートの結果も参考に処遇環境の改善等に取り組んでいるところ、同アンケートの数値の増減のみをもって評価はしていないため。									
		アクティビティ①についてアウトカムが複数設定できない理由									
		－									
事業に関連するKPIが定められている 関連決定等	名称	－									
	URL	－									
	該当箇所	－									

事業所管部局による点検・改善																								
点検結果		矯正行政は、被収容者の収容を確保し、その人権を尊重しつつ、それぞれの法的地位に応じた適正な処遇を実現することにより、犯罪・非行をした者の再犯・再非行を防止するものであり、国が実施すべき事業である。 また、再犯・再非行防止に向けた各種指導・支援の実施に当たっては、その前提として安定的な収容生活環境の維持及び処遇環境の整備が必須である。 そのため、被収容者に対し、一般社会の生活水準と著しい開差が生じないように、必要な経費を支出しているところ、食事の給与、衣類の給与、日用品の給与等を適切に実施し、被収容者の適正な収容環境の維持が図られており、アクティビティ①について、短期アウトカムである経理受刑者確保の問題等の解消に向けた弁当給食の実施については、目標値に対し、100%の達成度であるなど、測定指標は順調に推移している。										目標年度における効果測定に関する評価(令和〇年度実施)												
改善の方向性		引き続き、適正かつ安定的な収容生活環境の維持を図る。																						
外部有識者の所見																								
中長期的には大規模施設においても炊事業務等について対策が必要となると思われます。中長期を見据えて、民間との協業等の対策のご検討をお願いいたします。 定性的なアウトカムを設定することは差し支えない。																								
行政事業レビュー推進チームの所見に至る過程及び所見																								
現状通り		引き続き効率的な予算の執行に努められたい。 アクティビティと短期アウトカムの関係を整理いただきたい。効果発現経路が単純であるため、単一の指標しか設定できないことはやむを得ない。																						
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況																								
現状通り		大規模施設における炊事業務等について、引き続き対策を検討する。 また、アクティビティと短期アウトカムの関係を整理し、短期アウトカムを「全ての被収容者に対する食事の給与」とした。																						
過去に受けた指摘事項と対応状況		公開プロセス・秋の年次公開検証(秋のレビュー)における取りまとめ																						
		上記への対応状況																						
		その他の指摘事項																						
		上記への対応状況																						
備考																								
関連する過去のレビューシートの事業番号																								
平成23年度	0038					0040																		
平成24年度	0041					0043																		
平成25年度	0027					0031																		
平成26年度	0022					0024																		
平成27年度	0021					0023																		
平成28年度	0020					0022																		
平成29年度	0020					0022																		
平成30年度	0020					0022																		
令和元年度	法務省	-			0021			法務省	-			0023												
令和2年度	法務省	-			0023			法務省	-			0023												
令和3年度	2021	法務	20	0022	00	2021	法務	20	0024	00														
令和4年度	2022	法務	21	0022	00	2022	法務	21	0024	00														

資金の流れ
 (資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
 (単位: 百万円)



費目・使途 (「資金の流れ」において ブロックごとに最大の金 額が支出されている者に ついて記載する。費目と 使途の双方で実情が分 かるように記載)	A.			B.		
	費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
	予算配分	-	1,739	給食業務等	喜連川センター等の総括マネジメント等業務等	547
	計		1,739	計		547
	C.			D.		
	費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
	食料品購入	株式会社神明	297	諸謝金	外国人被收容者に対する通訳謝金	1
	計		297	計		1
	E.			F.		
	費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
	旅費	被收容者の護送・収容業務のための旅費	0.4	作業報奨金	刑務作業に従事した受刑者に対する作業報奨金	3
	計		0.4	計		3
	G.			H.		
	費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
	都道府県警察実費弁償金	留置施設に留置された者の食糧等経費	822	-	-	-
	計		822	計		0
費目・使途欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙2】に記載						☐ チェック

支出先上位10者リスト

A.

	支 出 先	法 人 番 号	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は 競争性のない随意契約となった 理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	東京拘置所	-	予算配分	1,739	その他	-	--	
2	札幌刑務所	-	予算配分	1,154	その他	-	--	
3	大阪刑務所	-	予算配分	977	その他	-	--	
4	横浜刑務所	-	予算配分	931	その他	-	--	
5	府中刑務所	-	予算配分	917	その他	-	--	
6	名古屋刑務所	-	予算配分	853	その他	-	--	
7	宮城刑務所	-	予算配分	816	その他	-	--	
8	東日本成人矯正医療センター	-	予算配分	717	その他	-	--	
9	福島刑務所	-	予算配分	712	その他	-	--	
10	大阪拘置所	-	予算配分	650	その他	-	--	

B

	支 出 先	法 人 番 号	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は 競争性のない随意契約となった 理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	株式会社小学館集英社プロダクション	9010001018924	喜連川センター等の総括マネジメント等業務	547	国庫債務負担行為等	-	--	
2	エームサービス株式会社	2010401004266	大阪拘置所等における被收容者に対する給食業務	383	国庫債務負担行為等	-	--	

C

	支 出 先	法 人 番 号	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は 競争性のない随意契約となった 理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	株式会社神明	9010001191011	うるち玄米の購入	297	一般競争契約 (最低価格)	3	84.5%	－
2	エクレ株式会社	9011201005423	庁舎維持管理業務委託費	248	一般競争契約 (最低価格)	2	99.5%	－
3	尾家産業株式会社	5120001061479	被収容者食糧の購入	212	一般競争契約 (最低価格)	2	98%	－
4	新生ビルテック株式会社	9010501005298	庁舎維持管理業務委託費	161	一般競争契約 (最低価格)	3	99.5%	－
5	株式会社サト一商会	7370001005153	被収容者食糧の購入	157	一般競争契約 (最低価格)	10	76.5%	－
6	美保産業株式会社	5010701009482	被収容者被服用洗濯乾燥機 の購入等	141	一般競争契約 (最低価格)	3	86.1%	－
7	株式会社鈴木屋	3020001027153	被収容者食糧の購入	131	一般競争契約 (最低価格)	21	73.3%	－
8	有限会社鈴井園茶舗	2370002011700	被収容者食糧の購入	120	一般競争契約 (最低価格)	12	85.6%	－
9	株式会社社名給	5180001022946	被収容者食糧の購入	115	一般競争契約 (最低価格)	13	71.2%	－
10	株式会社大和商会	6120101004238	被収容者食糧の購入	107	一般競争契約 (最低価格)	3	64.7%	－

D

	支 出 先	法 人 番 号	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は 競争性のない随意契約となった 理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	個人A	－	外国人被収容者に対する通訳 謝金	1	その他	－	－	－
2	個人B	－	外国人被収容者に対する通訳 謝金	1	その他	－	－	－
3	個人C	－	外国人被収容者に対する通訳 謝金	0.2	その他	－	－	－
4	個人D	－	外国人被収容者に対する通訳 謝金	0.2	その他	－	－	－
5	個人E	－	外国人被収容者に対する通訳 謝金	0.1	その他	－	－	－
6	個人F	－	外国人被収容者に対する通訳 謝金	0.1	その他	－	－	－
7	個人G	－	外国人被収容者に対する通訳 謝金	0.1	その他	－	－	－
8	個人H	－	外国人被収容者に対する通訳 謝金	0.1	その他	－	－	－
9	個人I	－	外国人被収容者に対する通訳 謝金	0.1	その他	－	－	－
10	個人J	－	外国人被収容者に対する通訳 謝金	0.1	その他	－	－	－

E

	支 出 先	法 人 番 号	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は 競争性のない随意契約となった 理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	個人A	－	被収容者の護送・収容業務の ための旅費	0.4	その他	－	－	－
2	個人B	－	被収容者の護送・収容業務の ための旅費	0.4	その他	－	－	－
3	個人C	－	被収容者の護送・収容業務の ための旅費	0.4	その他	－	－	－
4	個人D	－	被収容者の護送・収容業務の ための旅費	0.4	その他	－	－	－
5	個人E	－	被収容者の護送・収容業務の ための旅費	0.4	その他	－	－	－
6	個人F	－	被収容者の護送・収容業務の ための旅費	0.3	その他	－	－	－
7	個人G	－	被収容者の護送・収容業務の ための旅費	0.3	その他	－	－	－
8	個人H	－	被収容者の護送・収容業務の ための旅費	0.3	その他	－	－	－
9	個人I	－	被収容者の護送・収容業務の ための旅費	0.3	その他	－	－	－
10	個人J	－	被収容者の護送・収容業務の ための旅費	0.3	その他	－	－	－

F

	支 出 先	法 人 番 号	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は 競争性のない随意契約となった 理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	個人A	-	刑務作業に従事した受刑者に 対する作業報奨金	3	その他	-	--	
2	個人B	-	刑務作業に従事した受刑者に 対する作業報奨金	2	その他	-	--	
3	個人C	-	刑務作業に従事した受刑者に 対する作業報奨金	2	その他	-	--	
4	個人D	-	刑務作業に従事した受刑者に 対する作業報奨金	2	その他	-	--	
5	個人E	-	刑務作業に従事した受刑者に 対する作業報奨金	2	その他	-	--	
6	個人F	-	刑務作業に従事した受刑者に 対する作業報奨金	2	その他	-	--	
7	個人G	-	刑務作業に従事した受刑者に 対する作業報奨金	2	その他	-	--	
8	個人H	-	刑務作業に従事した受刑者に 対する作業報奨金	2	その他	-	--	
9	個人I	-	刑務作業に従事した受刑者に 対する作業報奨金	2	その他	-	--	
10	個人J	-	刑務作業に従事した受刑者に 対する作業報奨金	2	その他	-	--	

G

	支 出 先	法 人 番 号	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は 競争性のない随意契約となった 理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	東京都	8000020130001	留置施設に留置された者の食 糧等経費	822	その他	-	--	
2	大阪府	4000020270008	留置施設に留置された者の食 糧等経費	346	その他	-	--	
3	埼玉県	1000020110001	留置施設に留置された者の食 糧等経費	324	その他	-	--	
4	愛知県	1000020230006	留置施設に留置された者の食 糧等経費	310	その他	-	--	
5	神奈川県	1000020140007	留置施設に留置された者の食 糧等経費	285	その他	-	--	
6	千葉県	4000020120006	留置施設に留置された者の食 糧等経費	261	その他	-	--	
7	兵庫県	8000020280003	留置施設に留置された者の食 糧等経費	224	その他	-	--	
8	福岡県	6000020400009	留置施設に留置された者の食 糧等経費	169	その他	-	--	
9	静岡県	7000020220001	留置施設に留置された者の食 糧等経費	146	その他	-	--	
10	京都府	2000020260002	留置施設に留置された者の食 糧等経費	141	その他	-	--	
支出先上位10者リスト欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙3】に記載							チェック	

医療観察対象者の社会復帰

目的

医療観察対象者に専門的な処遇を行い再他害を防止し
社会復帰を促進する

○心神喪失又は心神耗弱の状態、殺人、放火等の重大な他害行為を行った者に対し、継続的かつ適切な医療の確保のために必要な指導及び観察を実施。

実績

精神保健観察事件における再他害行為の状況

再他害行為 なし
3,562人
(99.4%)

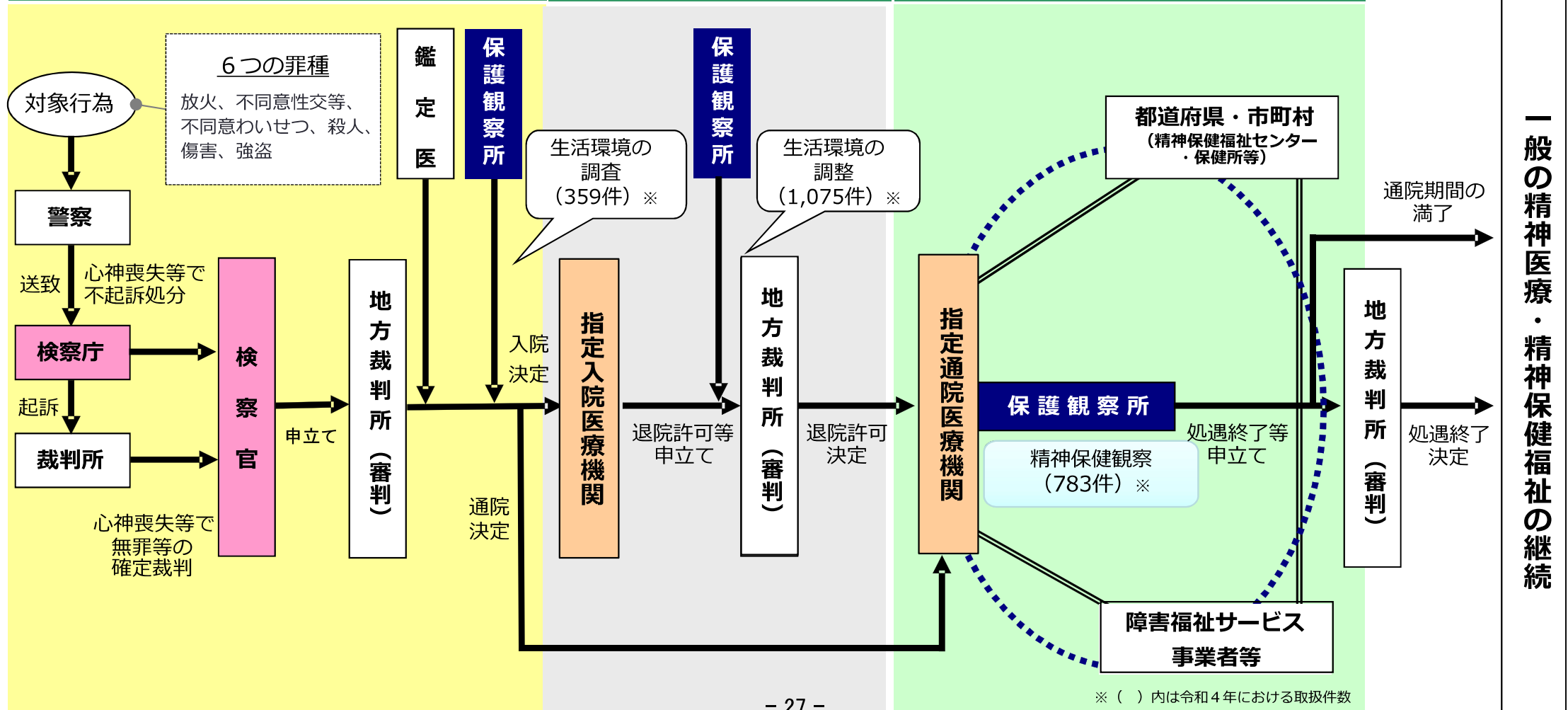
再他害行為 あり
20人 (0.6%)

(法施行から令和4年末までの精神保健観察開始事件のうち、再他害行為に至った件数及び割合)

審判（入院又は通院の決定手続）

指定入院医療機関による医療

地域社会における処遇



令和5年度行政事業レビューシート				(法務省)			
事業名	医療観察対象者の社会復帰			担当部局庁	保護局	作成責任者	
事業開始年度	平成17年度	事業終了 (予定) 年度	終了予定なし	担当課室	総務課	精神保健観察企画官 宮澤 由紀	
会計区分	一般会計						
根拠法令 (具体的な 条項も記載)	心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(平成15年法律第110号)第19条ほか			関係する 計画、通知等	-		
政策	更生保護活動の適切な実施(Ⅱ-7)			主要経費	その他の事項経費		
施策	医療観察対象者の社会復帰(Ⅱ-7-(2))						
政策体系・評価書URL	https://www.moj.go.jp/hisho/seisakuhyouka/kanbou_hyouka_hyouka01-01.html						
事業の目的 (5行程度以内)	心神喪失又は心神耗弱の状態で殺人、放火等の重大な他害行為を行った者(以下「医療観察対象者という。」)の社会復帰を促進することを目的としている。						
現状・課題 (5行程度以内)	医療観察制度は、医療観察対象者に継続的かつ適切な医療及びその確保のために必要な観察・指導を行うことにより、病状の改善とこれに伴う同様の行為の再発防止を図り、その社会復帰を促進することを目的としているところ、保護観察所においては、関係機関とのケア会議を重ね、地域における支援態勢を整えること等により、医療観察対象者の多くが社会復帰を果たしている。しかしながら、医療観察対象者の中には、病状の悪化等により、精神保健観察中に再他害行為に至る者がいる。						
事業概要 (5行程度以内)	生活環境の調査、生活環境の調整を経た医療観察対象者に対し、全国の保護観察所に配置された社会復帰調整官(精神保健福祉士等の資格を有する者)が、地域社会における処遇のコーディネーターとして、地域社会において通院治療中の者に対する精神保健観察を実施し、その過程において実施するケア会議等を通じて地域の医療・福祉関係機関と連携してその支援等を確保し、同観察の円滑な実施を図るもの。						
事業概要URL	https://www.moj.go.jp/hogo1/soumu/hogo_hogo11.html						
実施方法	直接実施						
補助率等	-						
予算額・ 執行額 (単位:百万円) (インプット)			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度要求
	予算の 状況	当初予算(A)	275	276	278	276	297
		補正予算(B)	17	-	-	10	
		令和5年度第1次補正予算				10	
						-	
						-	
						-	
						-	
		前年度から繰越し(C)	-	-	-	-	-
		翌年度へ繰越し(D)	-	-	-	-	
		予備費等(E)	-	-	-	-	
	計(F) =(A)+(B)+(C)+(D)+(E)	292	276	278	286	297	
	執行額(G)	218	220	239			
	執行率(%) =(G)/(F)	75%	80%	86%			
当初予算+補正予算に対する執行額の 割合(%) =(G)/{(A)+(B)}	75%	80%	86%				
令和5・6年度 予算内訳 (単位:百万円)	歳出予算項・目		令和5年度当初予算	令和6年度要求	主な増減理由(・要望額・予備費)		
	(項)	更生保護活動費			医療観察対象者の社会復帰を促進するための地域処遇の充実に係る経費の増 重要政策推進枠:142		
	(目)	更生保護業務庁費	205	220			
	(目)	更生保護業務旅費	42	48			
	(目)	諸謝金	26	26			
	(目)	帰住援護旅費	0.7	0.7			
	(項)	更生保護企画調整推進費					
	(目)	庁費	0.8	0.8			
		-	-	-			
		-	-	-			
		-	-	-			
		その他	1.5	1.5			

		計(A)	276	297						
活動内容① (アクティビティ)		地域社会における処遇に携わる関係機関との連携を強化し、医療観察対象者に継続的かつ適切な医療・援助の確保を行う。								
↓										
活動目標及び活動実績① (アウトプット)		活動目標	活動指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	5年度 活動見込	6年度 活動見込
		地域社会における処遇に携わる関係機関による会議(ケア会議)の開催	地域社会における処遇に携わる関係機関による会議(ケア会議)の開催回数	活動実績	回	-	-	2,764	-	-
				当初見込み	回	-	-	-	2,775	-
↓	成果目標①-1の 設定理由 (アウトプットからのつながり)	保護観察所は、地域社会における処遇が円滑かつ適切に行われるよう、指定通院医療機関や精神保健福祉関係機関と協議を行う「ケア会議」を開催して、情報共有、処遇方針の統一を図り、関係機関と連携して医療観察対象者に対する専門的な医療・援助を確保し、再被害行為を防止するものである。								
成果目標及び成果実績①-1 (短期アウトカム)		成果目標	定量的な成果指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	目標年度 5年度	
		令和5年度において、精神保健観察事件年間取扱件数に占める再被害行為により処分を受けた者の数の割合を0.6%未満とする。	精神保健観察事件年間取扱件数に占める再被害行為により処分を受けた者の数の割合(再被害行為があった者の数／精神保健観察事件年間取扱件数)	成果実績	%	-	-	0.3	-	
				目標値	%	-	-	0.6	0.6	
				達成度	%	-	-	100	-	
成果実績及び目標値の根拠として用いた統計・データ名(出典)/定性的なアウトカムに関する成果実績		保護観察所別精神保健観察事件の処理状況(保護局調査)※暦年統計								
↓	成果目標①-2の 設定理由 (短期アウトカムからのつながり)	地域社会における処遇の結果、医療観察法による医療の必要性が認められなくなった者は処遇終了や期間満了となり、それらの者は社会復帰が促進されたと評価できるものである。								
成果目標及び成果実績①-2 (中期アウトカム)		成果目標	定量的な成果指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	目標年度 -年度	
				成果実績	-	-	-	-	-	
				目標値	-	-	-	-	-	
				達成度	%	-	-	-	-	
成果実績及び目標値の根拠として用いた統計・データ名(出典)/定性的なアウトカムに関する成果実績										
↓	成果目標①-3の 設定理由 (長期アウトカムへのつながり)									
成果目標及び成果実績①-3 (長期アウトカム)		成果目標	定量的な成果指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	目標最終年度 6年度	
		精神保健観察を終了した者の数に占める保護観察所長の申立てによる処遇終了決定(法56条第1項第2号による決定に限る。)を受けた者及び期間満了により精神保健観察を終了した者の数の割合(保護観察所長の申立てによる処遇終了決定を受けた者の数+期間満了者数)／精神保健観察事件終結(移送による終結を除く。)件数	精神保健観察を終了した者の数に占める保護観察所長の申立てによる処遇終了決定(法56条第1項第2号による決定に限る。)を受けた者及び期間満了により精神保健観察を終了した者の数の割合(保護観察所長の申立てによる処遇終了決定を受けた者の数+期間満了者数)／精神保健観察事件終結(移送による終結を除く。)件数	成果実績	%	-	-	92.5	-	
				目標値	%	-	-	-	92.5	
				達成度	%	-	-	-	-	
成果実績及び目標値の根拠として用いた統計・データ名(出典)/定性的なアウトカムに関する成果実績		保護統計年報※暦年統計 保護観察所別精神保健観察事件の処理状況(保護局調査)※暦年統計								
アウトカム設定についての説明		アクティビティ①について定性的なアウトカムを設定している理由								
		アクティビティ①についてアウトカムが複数設定できない理由								

アクティビティから長期アウトカムについて6つ以上記載が必要な場合はチェックの上【別紙1】に記載																チェック			
事業に関連するKPIが定められている関係決定等	名称	-																	
	URL	-																	
	該当箇所	-																	
事業所管部局による点検・改善																			
点検結果		成果指標の適正さの確保と他の統計等と平仄を合わせる観点から指標の見直しを図る必要が生じた。												目標年度における効果測定に関する評価（令和6年度実施）					
		-																	
改善の方向性		より適切な指標設定のため指標の見直しを検討し、他の統計等と平仄を合わせる観点から各指標を暦年指標へ変更するなど、指標を改めて設定した。																	
外部有識者の所見																			
「精神保健観察事件年間取扱件数に占める再被害行為により処分を受けた者の割合」を成果指標にしたことは評価できる。ただし、目標値の0.6%が妥当か否かの検証は引き続き実施されたい。																			
行政事業レビュー推進チームの所見に至る過程及び所見																			
事業内容の一部改善		各経費について執行実績を踏まえた見直しを行い、経費の削減を図るべきである。単一の経路しか記載されていませんが、事業概要には大きく分けて2つの活動内容が記載されています。複数の活動内容（アクティビティ）と効果発現経路を設定するよう検討願います。																	
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況																			
縮減		精神保健観察と関係機関との連携確保は一体であることから、事業概要を修正した。旅費等について、執行実績を踏まえた見直しを行うことにより、経費を削減した（▲0.3百万円）。																	
過去に受けた指摘事項と対応状況		公開プロセス・秋の年次公開検証（秋のレビュー）における取りまとめ																	
		-																	
		上記への対応状況																	
		-																	
		その他の指摘事項																	
		-																	
		上記への対応状況																	
備考																			
-																			
関連する過去のレビューシートの事業番号																			
平成23年度	0052																		
平成24年度	0056																		
平成25年度	0045																		
平成26年度	0035																		
平成27年度	0034																		
平成28年度	0033																		
平成29年度	0033																		
平成30年度	0033																		
令和元年度	法務省	-			0034														
令和2年度	法務省	-			0035														

令和3年度	2021	法務	20	0035															
令和4年度	2022	法務	21	0035															

法務省
239百万円

・医療観察の業務遂行に必要な
経費の執行
・医療観察の業務遂行に必要な
予算の地方配賦

謝金の支給

A. 個人等
0.1百万円

医療観察の業務遂行に
協力する者に対する謝金

【国庫債務負担行為等】

B. 株式会社トヨタレンタリース兵庫等
32百万円

医療観察の業務遂行に
必要な借料等

予算配賦

C. 関東地方更生保護委員会
ほか7庁
206百万円

医療観察の業務遂行に
必要な経費の執行

謝金の支給

D. 協力者等
14百万円

医療観察の業務遂行に
協力する者に対する謝金

旅費の支給

E. 職員等
25百万円

医療観察の業務遂行のために
必要な旅費等

社会保険料の納付等

F. 厚生労働省年金局等
167百万円

医療観察の業務遂行に必要な
賃金職員の社会保険料等

資金の流れ

(資金の受け取り先が
何を行っているかにつ
いて補足する)

(単位：百万円)

A.			B.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
-	-	-	借料	医療観察用自動車リース料	22
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
計			計		22

C.			D.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
予算配賦	会計機関への予算配賦	67	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
計		67	計		

E.			F.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
-	-	-	保険料等	賃金職員の社会保険料等	4
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
計			計		4

G.			H.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
計			計		

費目・使途
 (「資金の流れ」において
 ブロックごとに最大の金
 額が支出されている者
 について記載する。費目と
 使途の双方で実情が分
 かるように記載)

支出先上位10者リスト

A.

	支 出 先	法 人 番 号	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は 競争性のない随意契約となった 理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	個人A	-	医療観察の協力者に対する謝金	0	その他	-	-	-
2	個人B	-	医療観察の協力者に対する謝金	0	その他	-	-	-
3	個人C	-	医療観察の協力者に対する謝金	0	その他	-	-	-
4	個人D	-	医療観察の協力者に対する謝金	0	その他	-	-	-
5	麹町税務署	-	所得税の納付	0	その他	-	-	-
6	個人E	-	医療観察の協力者に対する謝金	0	その他	-	-	-
7	-	-	-	-	-	-	-	-
8	-	-	-	-	-	-	-	-
9	-	-	-	-	-	-	-	-
10	-	-	-	-	-	-	-	-
11	-	-	-	-	-	-	-	-
12	-	-	-	-	-	-	-	-
13	-	-	-	-	-	-	-	-
14	-	-	-	-	-	-	-	-
15	-	-	-	-	-	-	-	-
16	-	-	-	-	-	-	-	-
17	-	-	-	-	-	-	-	-
18	-	-	-	-	-	-	-	-
19	-	-	-	-	-	-	-	-
20	-	-	-	-	-	-	-	-
21	-	-	-	-	-	-	-	-
22	-	-	-	-	-	-	-	-
23	-	-	-	-	-	-	-	-
24	-	-	-	-	-	-	-	-
25	-	-	-	-	-	-	-	-
26	-	-	-	-	-	-	-	-
27	-	-	-	-	-	-	-	-
28	-	-	-	-	-	-	-	-
29	-	-	-	-	-	-	-	-
30	-	-	-	-	-	-	-	-

	支 出 先	法 人 番 号	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は 競争性のない随意契約となった 理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	株式会社トヨタレンタリース兵庫	1140001016534	医療観察用自動車リース	16	国庫債務負担行為等	-	-	-
2	株式会社トヨタレンタリース兵庫	1140001016534	医療観察用自動車リース	3	国庫債務負担行為等	-	-	-
3	株式会社トヨタレンタリース兵庫	1140001016534	医療観察用自動車リース	3	国庫債務負担行為等	-	-	-
4	株式会社トヨタレンタリース兵庫	1140001016534	医療観察用自動車リース	0.6	随意契約(その他)	-	-	-
5	株式会社日産フィナンシャルサービス	6040001013529	医療観察用自動車リース	4	随意契約(その他)	-	-	-
6	トヨタモビリティサービス株式会社	9010001024708	医療観察用自動車リース	4	国庫債務負担行為等	-	-	-
7	Sola株式会社	5010001121335	テレビ遠隔通信システム用機器保守及び運用保守	2	一般競争契約(最低価格)	1	98.6%	-
8	ソニービズネットワークス株式会社	1010701026820	テレビ会議システム回線使用料	0.3	随意契約(その他)	-	-	-
9	株式会社和幸印刷	8011101022206	パンフレット印刷費	0.2	随意契約(少額)	-	-	-
10	株式会社和幸印刷	8011101022206	資料印刷費	0.2	随意契約(少額)	-	-	-
11	株式会社キタジマ	5010601023501	ガイドブック印刷費	0.1	随意契約(少額)	-	-	-
12	-	-	-	-	-	-	-	-
13	-	-	-	-	-	-	-	-
14	-	-	-	-	-	-	-	-
15	-	-	-	-	-	-	-	-
16	-	-	-	-	-	-	-	-
17	-	-	-	-	-	-	-	-
18	-	-	-	-	-	-	-	-
19	-	-	-	-	-	-	-	-
20	-	-	-	-	-	-	-	-
21	-	-	-	-	-	-	-	-
22	-	-	-	-	-	-	-	-
23	-	-	-	-	-	-	-	-
24	-	-	-	-	-	-	-	-
25	-	-	-	-	-	-	-	-
26	-	-	-	-	-	-	-	-
27	-	-	-	-	-	-	-	-
28	-	-	-	-	-	-	-	-
29	-	-	-	-	-	-	-	-
30	-	-	-	-	-	-	-	-

	支 出 先	法 人 番 号	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は 競争性のない随意契約となった 理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	関東地方更生保護委員会	-	会計機関への予算配賦	67	その他	-	-	-
2	九州地方更生保護委員会	-	会計機関への予算配賦	36	その他	-	-	-
3	近畿地方更生保護委員会	-	会計機関への予算配賦	26	その他	-	-	-
4	東北地方更生保護委員会	-	会計機関への予算配賦	20	その他	-	-	-
5	中部地方更生保護委員会	-	会計機関への予算配賦	19	その他	-	-	-
6	中国地方更生保護委員会	-	会計機関への予算配賦	15	その他	-	-	-
7	北海道地方更生保護委員会	-	会計機関への予算配賦	13	その他	-	-	-
8	四国地方更生保護委員会	-	会計機関への予算配賦	11	その他	-	-	-
9	-	-	-	-	-	-	-	-
10	-	-	-	-	-	-	-	-
11	-	-	-	-	-	-	-	-
12	-	-	-	-	-	-	-	-
13	-	-	-	-	-	-	-	-
14	-	-	-	-	-	-	-	-
15	-	-	-	-	-	-	-	-
16	-	-	-	-	-	-	-	-
17	-	-	-	-	-	-	-	-
18	-	-	-	-	-	-	-	-
19	-	-	-	-	-	-	-	-
20	-	-	-	-	-	-	-	-
21	-	-	-	-	-	-	-	-
22	-	-	-	-	-	-	-	-
23	-	-	-	-	-	-	-	-
24	-	-	-	-	-	-	-	-
25	-	-	-	-	-	-	-	-
26	-	-	-	-	-	-	-	-
27	-	-	-	-	-	-	-	-
28	-	-	-	-	-	-	-	-
29	-	-	-	-	-	-	-	-
30	-	-	-	-	-	-	-	-

	支 出 先	法 人 番 号	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は 競争性のない随意契約となった 理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	個人A	-	医療観察の協力者に対する謝金	0.2	その他	-	-	-
2	個人B	-	医療観察の協力者に対する謝金	0.2	その他	-	-	-
3	医療法人好生会	3080405000262	医療観察の協力者に対する謝金	0.1	その他	-	-	-
4	個人C	-	医療観察の協力者に対する謝金	0.1	その他	-	-	-
5	社会福祉法人親和会	3390005005028	医療観察の協力者に対する謝金	0.1	その他	-	-	-
6	特定非営利活動法人名取メンタルヘルス協会	2370805000296	医療観察の協力者に対する謝金	0.1	その他	-	-	-
7	一般社団法人 日本福祉支援協会	2370005003100	医療観察の協力者に対する謝金	0.1	その他	-	-	-
8	個人D	-	医療観察の協力者に対する謝金	0.1	その他	-	-	-
9	個人E	-	医療観察の協力者に対する謝金	0.1	その他	-	-	-
10	社会福祉法人豊明会	9370205001525	医療観察の協力者に対する謝金	0.1	その他	-	-	-
11	-	-	-	-	-	-	-	-
12	-	-	-	-	-	-	-	-
13	-	-	-	-	-	-	-	-
14	-	-	-	-	-	-	-	-
15	-	-	-	-	-	-	-	-
16	-	-	-	-	-	-	-	-
17	-	-	-	-	-	-	-	-
18	-	-	-	-	-	-	-	-
19	-	-	-	-	-	-	-	-
20	-	-	-	-	-	-	-	-
21	-	-	-	-	-	-	-	-
22	-	-	-	-	-	-	-	-
23	-	-	-	-	-	-	-	-
24	-	-	-	-	-	-	-	-
25	-	-	-	-	-	-	-	-
26	-	-	-	-	-	-	-	-
27	-	-	-	-	-	-	-	-
28	-	-	-	-	-	-	-	-
29	-	-	-	-	-	-	-	-
30	-	-	-	-	-	-	-	-

	支 出 先	法 人 番 号	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は 競争性のない随意契約となった 理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	個人A	-	医療観察の業務遂行のために 必要な旅費	0.1	その他	-	-	-
2	個人B	-	医療観察の業務遂行のために 必要な旅費	0.1	その他	-	-	-
3	個人C	-	医療観察の業務遂行のために 必要な旅費	0.1	その他	-	-	-
4	個人D	-	医療観察の業務遂行のために 必要な旅費	0.1	その他	-	-	-
5	個人E	-	医療観察の業務遂行のために 必要な旅費	0.1	その他	-	-	-
6	個人F	-	医療観察の業務遂行のために 必要な旅費	0.1	その他	-	-	-
7	個人G	-	医療観察の業務遂行のために 必要な旅費	0.1	その他	-	-	-
8	個人H	-	医療観察の業務遂行のために 必要な旅費	0.1	その他	-	-	-
9	個人I	-	医療観察の業務遂行のために 必要な旅費	0.1	その他	-	-	-
10	個人J	-	医療観察の業務遂行のために 必要な旅費	0.1	その他	-	-	-
11	-	-	-	-	-	-	-	-
12	-	-	-	-	-	-	-	-
13	-	-	-	-	-	-	-	-
14	-	-	-	-	-	-	-	-
15	-	-	-	-	-	-	-	-
16	-	-	-	-	-	-	-	-
17	-	-	-	-	-	-	-	-
18	-	-	-	-	-	-	-	-
19	-	-	-	-	-	-	-	-
20	-	-	-	-	-	-	-	-
21	-	-	-	-	-	-	-	-
22	-	-	-	-	-	-	-	-
23	-	-	-	-	-	-	-	-
24	-	-	-	-	-	-	-	-
25	-	-	-	-	-	-	-	-
26	-	-	-	-	-	-	-	-
27	-	-	-	-	-	-	-	-
28	-	-	-	-	-	-	-	-
29	-	-	-	-	-	-	-	-
30	-	-	-	-	-	-	-	-

	支 出 先	法 人 番 号	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は 競争性のない随意契約となった 理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	厚生労働省年金局	-	賃金職員の社会保険料等	4	その他	-	-	-
2	個人A	-	賃金職員の雇用経費	3	その他	-	-	-
3	個人B	-	賃金職員の雇用経費	3	その他	-	-	-
4	個人C	-	賃金職員の雇用経費	3	その他	-	-	-
5	個人D	-	賃金職員の雇用経費	3	その他	-	-	-
6	個人E	-	賃金職員の雇用経費	3	その他	-	-	-
7	個人F	-	賃金職員の雇用経費	3	その他	-	-	-
8	個人G	-	賃金職員の雇用経費	3	その他	-	-	-
9	個人H	-	賃金職員の雇用経費	2	その他	-	-	-
10	個人I	-	賃金職員の雇用経費	2	その他	-	-	-
11	-	-	-	-	-	-	-	-
12	-	-	-	-	-	-	-	-
13	-	-	-	-	-	-	-	-
14	-	-	-	-	-	-	-	-
15	-	-	-	-	-	-	-	-
16	-	-	-	-	-	-	-	-
17	-	-	-	-	-	-	-	-
18	-	-	-	-	-	-	-	-
19	-	-	-	-	-	-	-	-
20	-	-	-	-	-	-	-	-
21	-	-	-	-	-	-	-	-
22	-	-	-	-	-	-	-	-
23	-	-	-	-	-	-	-	-
24	-	-	-	-	-	-	-	-
25	-	-	-	-	-	-	-	-
26	-	-	-	-	-	-	-	-
27	-	-	-	-	-	-	-	-
28	-	-	-	-	-	-	-	-
29	-	-	-	-	-	-	-	-
30	-	-	-	-	-	-	-	-

国庫債務負担行為等による契約先上位10者リスト

	ブロック名	契約先	法人番号	業務概要	契約額 (百万円)	契約方式	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (契約額10億円以上)
1	B	株式会社日産フィナンシャルサービス	6040001013529	医療観察用自動車リース	9	随意契約 (その他)	-	-	-
2	-	-	-	-	-	-	-	-	-
3	-	-	-	-	-	-	-	-	-
4	-	-	-	-	-	-	-	-	-
5	-	-	-	-	-	-	-	-	-
6	-	-	-	-	-	-	-	-	-
7	-	-	-	-	-	-	-	-	-
8	-	-	-	-	-	-	-	-	-
9	-	-	-	-	-	-	-	-	-
10	-	-	-	-	-	-	-	-	-
11	-	-	-	-	-	-	-	-	-
12	-	-	-	-	-	-	-	-	-
13	-	-	-	-	-	-	-	-	-
14	-	-	-	-	-	-	-	-	-
15	-	-	-	-	-	-	-	-	-
16	-	-	-	-	-	-	-	-	-
17	-	-	-	-	-	-	-	-	-
18	-	-	-	-	-	-	-	-	-
19	-	-	-	-	-	-	-	-	-
20	-	-	-	-	-	-	-	-	-
21	-	-	-	-	-	-	-	-	-
22	-	-	-	-	-	-	-	-	-
23	-	-	-	-	-	-	-	-	-
24	-	-	-	-	-	-	-	-	-
25	-	-	-	-	-	-	-	-	-
26	-	-	-	-	-	-	-	-	-
27	-	-	-	-	-	-	-	-	-
28	-	-	-	-	-	-	-	-	-
29	-	-	-	-	-	-	-	-	-
30	-	-	-	-	-	-	-	-	-

法制度整備支援～成長のためのソフトインフラ支援～

1. 法制度整備支援の意義

開発途上国が行う法令及びこれを運用する体制の整備を支援する活動

2. 法制度整備支援の目的

- ①開発途上国への法の支配の定着
- ②持続的成長のための環境整備及びグローバルなルール遵守の確保
- ③我が国の経験・制度の共有、我が国との経済連携強化、地域的連携・統合の基盤整備
- ④日本企業の海外展開に有効な貿易・投資環境整備等
- ⑤ガバナンス強化を通じた我が国が実施する経済協力の実効性の向上と国際開発目標達成への寄与

・SDGsゴール16「持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。」

3. 法制度整備支援の内容

法令の起草・改正

法令を運用する制度整備

人材育成

調停制度、知財裁判制度強化、
実務マニュアル作成支援など

4. 実施方法

招へいによる法務省等における本邦研修

長期派遣専門家による日常的
アドバイス

アドバイザリーグループによる
法令の研究、助言

専門家出張による現地セミナー
や現地調査

法制度整備支援の主な内容

～法務省法務総合研究所国際協力部による技術支援～

2024.4



ウズベキスタン

～協力開始(2001年)～

- ・倒産法注釈書作成支援(2007年刊行)
- ・行政訴訟法・行政手続法の運用等に関する支援
- ・犯罪白書作成支援
- ・民法・民事訴訟法の運用等に関する支援

ウズベキスタン、キルギス、カザフスタン、タジキスタン

～協力期間(2008年～2013年)～

- ・中央アジア地域法制比較研究セミナーを実施

ネパール連邦民主共和国

～協力開始(2009年)～

- ・民法起草支援(2018年8月施行)
- ・民法解説書・リーフレット作成支援
- ・民法・刑事関連法に関する運用支援
- ※新刑法・刑訴法・量刑法も2018年8月施行



バングラデシュ人民共和国

～協力開始(2016年)～

- ・裁判所能力強化(事件管理、調停等)支援



カンボジア王国

～協力開始(1996年)～

- ・民法起草支援(2007年公布)
- ・民事訴訟法起草支援(2006年公布)
- ・法律人材育成支援
- ・民法・民事訴訟法運用改善支援



スリランカ民主社会主義共和国

～協力開始(2019年)～

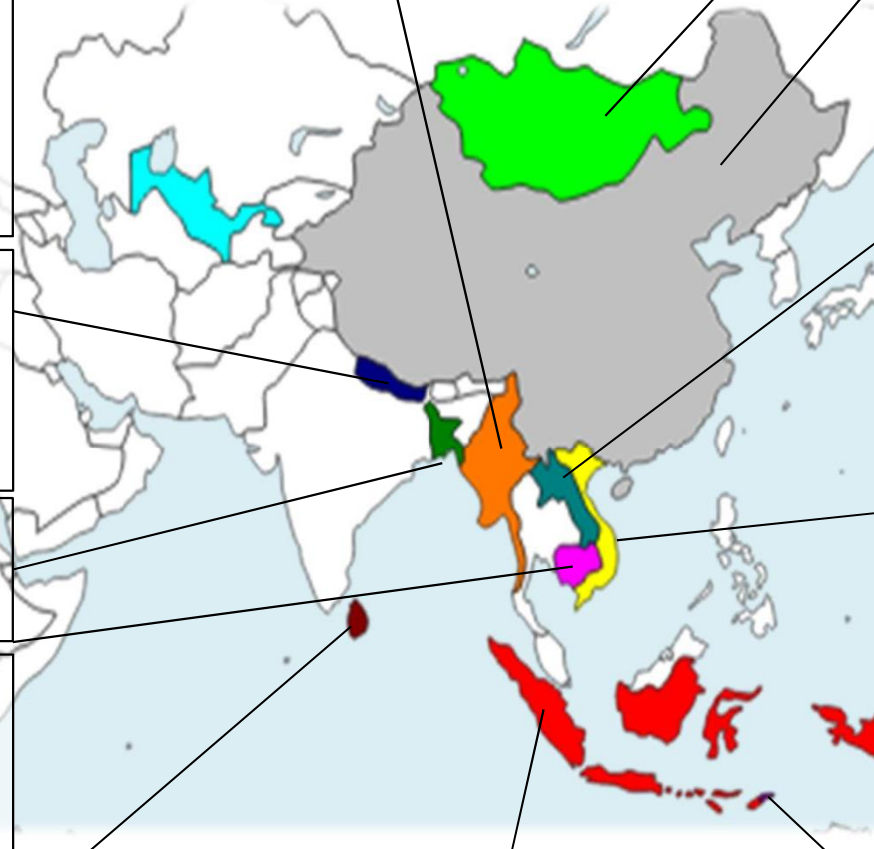
- ・刑事司法機能改善支援



ミャンマー連邦共和国

～協力開始(2013年)～

- ・法律人材育成支援
- ・制度構築支援(知財裁判、調停)
- ・執務参考資料作成支援
- ※政情に鑑み2021年1月より停止中



インドネシア共和国

～協力開始(1998年)～

- ・和解・調停制度強化支援
- ・裁判官養成制度に関する支援
- ・知財制度強化、法的整合性向上に関する支援



モンゴル国

～協力開始(2004年)～

- ・調停制度強化支援(～2015年)
- ・商事関連法改善支援



中華人民共和国

～協力期間(2007年～2021年)～

- ・民事訴訟法、民事関連法改正支援
- ・行政訴訟法、行政関連法改正支援
- ・権利侵害責任法(2009年公布)
- ・涉外民事関係法律適用法(2010年公布)
- ・改正民事訴訟法(2012年公布)



ラオス人民民主共和国

～協力開始(1998年)～

- ・民事判決書マニュアル作成支援(2006年刊行)
- ・民法・商法教科書作成支援(2007年完成)
- ・民事訴訟法・刑事訴訟法ハンドブック作成支援(2014年刊行)
- ・法律人材育成支援
- ・民法起草支援(2020年5月施行)



ベトナム社会主義共和国

～協力開始(1994年)～

- ・民事訴訟法起草、改正支援(2004年、2011年、2015年公布)
- ・破産法改正支援(2004年、2014年公布)
- ・民法改正支援(2005年、2015年公布)
- ・民事判決執行法起草、改正支援(2008年、2014年公布)
- ・国家賠償法起草支援(2009年、2017年公布)
- ・刑事訴訟法改正支援(2015年公布)
- ・検察官マニュアル作成支援(2007年刊行)
- ・民事判決書標準化・判例整備支援
- ・司法機関等(裁判所、検察庁等)の能力改善支援
- ・行政訴訟法支援(2010年公布)
- ・法令審査支援



東ティモール民主共和国

～協力開始(2008年)～

- ・法案起草能力向上支援(近時は土地、司法制度関連)
- ・刑事施設等運用能力向上支援(UNAFEI)



事業番号

2023 - 法務 - 22 - 0047

令和5年度行政事業レビューシート				(法務省)			
事業名	開発途上国に対する法制度整備支援の推進			担当部局庁	法務総合研究所	作成責任者	
事業開始年度	平成7年度	事業終了 (予定)年度	終了予定なし	担当課室	総務企画部総務課	総務企画部副部長 川淵 武彦	
会計区分	一般会計						
根拠法令 (具体的な 条項も記載)	法務省設置法第4条第1項第36号 法務省組織令第57条、第58条第1項第4号			関係する 計画、通知等	法制度整備支援に関する基本方針(平成25年5月改訂) 開発協力大綱(平成27年2月10日閣議決定)		
政策	法務行政における国際化対応・国際協力(VI-14)			主要経費	その他の事項経費		
施策	法務行政における国際協力の推進(VI-14-(2))						
政策体系・評価書URL	-						
事業の目的 (5行程度以内)	法制度整備支援による国際社会の安定と安全の確立のため、①開発途上国への法の支配の定着、②持続的成長のための環境整備及びグローバルルール遵守の確保、③我が国の経験・制度の共有、我が国との経済連携強化、地域的連携・統合の基盤整備、④日本企業の海外展開に有効な貿易・投資環境整備等、⑤ガバナンス強化を通じた我が国が実施する経済協力の実効性の向上と国際開発目標達成への寄与						
現状・課題 (5行程度以内)	アジア等の開発途上国において、法令や制度運用の不備、法曹実務家の人材育成の遅れなどにより、社会・経済の円滑な発展が阻害されている。						
事業概要 (5行程度以内)	相手国の要請やその実情に応じて、基本法令等の起草支援、法の執行機関の強化を含む法制度の運用支援、法曹実務家等の人材育成支援等の法制度整備支援事業を行う。その手段として、本邦での各種研修及び相手国との間の共同研究の実施、相手国での現地セミナーの実施、専門家の派遣などを行う。						
事業概要URL	https://www.moj.go.jp/housouken/houso_introduction.html						
実施方法	直接実施、委託・請負						
補助率等	-						
予算額・ 執行額 (単位:百万円) (インプット)	予算の 状況	当初予算(A)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度要求
		補正予算(B)	184	180	185	165	222
			▲ 42	▲ 41	▲ 22	-	
						-	
						-	
						-	
						-	
						-	
		前年度から繰越し(C)	-	-	-	-	-
		翌年度へ繰越し(D)	-	-	-	-	
		予備費等(E)	-	-	-	-	
		計(F) =(A)+(B)+(C)+(D)+(E)	142	139	163	165	222
		執行額(G)	46	63	95		
		執行率(%) =(G)/(F)	32%	45%	58%		
当初予算+補正予算に対する執行額の割合(%) =(G)/{(A)+(B)}	32%	45%	58%				
令和5・6年度 予算内訳 (単位:百万円)	歳出予算項・目		令和5年度当初予算	令和6年度要求	主な増減理由(・要望額・予備費)		
	(項)	国際協力推進費			重要政策推進枠:216 政府開発援助庁費:計画見直しに伴う増 政府開発援助職員旅費:計画見直しに伴う増 政府開発援助諸謝金:計画見直しに伴う増 政府開発援助外国人招へい旅費:計画見直しに伴う増 政府開発援助招へい外国人滞在費:計画見直しに伴う増		
	(目)	政府開発援助庁費	48	56			
	(目)	政府開発援助職員旅費	41	61			
	(目)	政府開発援助諸謝金	38	43			
	(目)	政府開発援助外国人招へい旅費	31	50			
	(目)	政府開発援助招へい外国人滞在費	7	12			
	(目)	政府開発援助情報処理業務費	0.1	0			
		その他		▲ 0			
		計(A)	165	222			

活動内容① (アクティビティ)		開発途上国が抱える課題を踏まえ、対象国から研修員を受け入れ、法制度整備支援に係る本邦での各種研修を実施する。									
↓											
活動目標及び活動実績 ① (アウトプット)		活動目標	活動指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	5年度 活動見込	6年度 活動見込	
		本邦での各種研修を実施する。	本邦での各種研修に参加した 研修員の延入日	活動実績	延入日	369	1,610	2,466	－	－	
				当初見込み	延入日	3,698	5,312	6,013	5,575	－	
↓	成果目標①-1の 設定理由 (アウトプット からのつながり)	開発途上国が抱える個別の事情を踏まえて、法令の整備、法制度の運用改善及び法曹実務家の人材育成を効果的に支援する研修カリキュラム等を企画しているところ、当該事情に合った研修を実施することができたかを評価するにあたり、研修を受けた者のアンケートを評価材料としていることから、短期アウトカムとして、開発途上国が抱える個別の事情に応じた研修を実施することを成果目標として設定した。									
成果目標及び成果実績 ①-1 (短期アウトカム)		成果目標	定量的な成果指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	目標年度 5 年度		
		開発途上国が抱える個別の事情に応じた研修を実施する。	法制度整備支援の一環として 行う本邦での各種研修に参加 した研修員の満足度	成果実績	%	60	37.9	62	－		
				目標値	%	90	90	90	90		
				達成度	%	66.7	42.1	68.9	－		
成果実績及び目標値の 根拠として用いた 統計・データ名(出典) /定性的なアウトカムに 関する成果実績		研修員に対するアンケートを実施し、【「大変有意義であった。」と回答した研修員数／回答した研修員数】×100で成果実績を算出し、本邦での各種研修に参加した研修員に対する満足度調査のうち最高位評価を90%にする。									
↓	成果目標①-2の 設定理由 (短期アウトカム からのつながり)	本邦での各種研修の目的の1つとして、研修実施後に、法制度整備支援の対象となる国(研修生を派遣した国)において、法令の起草、法制度の整備及び法曹実務家等の人材育成等を支援する法制度整備支援をより効果的に行うことができる環境を整えることが、その持続発展に寄与することができるため、法令等整備の状況を成果目標として設定した。									
成果目標及び成果実績 ①-3 (長期アウトカム)		成果目標	定量的な成果指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	目標最終年度 － 年度		
		支援対象国の市場経済化が進展するとともにアジア地域の経済の発展に寄与する。	－	成果実績	－	－	－	－	－		
				目標値	－	－	－	－	－		
				達成度	%	－	－	－	－		
成果実績及び目標値の 根拠として用いた 統計・データ名(出典) /定性的なアウトカムに 関する成果実績		－									
アウトカム設定について の説明		アクティビティ①について定性的なアウトカムを設定している理由									
		本邦での各種研修の実施が支援対象国の市場経済化の進展及びアジア地域の経済の発展にどのように反映されたのかは、定量的な評価になじまないため。									
		アクティビティ①についてアウトカムが複数設定できない理由									
		－									

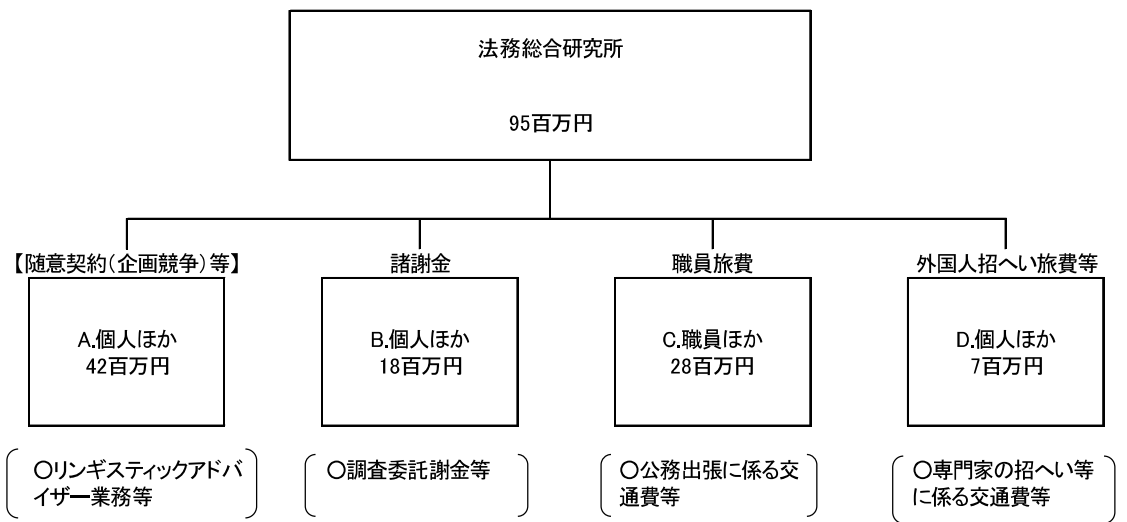
活動内容② (アクティビティ)		開発途上国からの要請に応じて、我が国の法曹等を派遣し、法令の起草、制度の整備、人材育成を支援する。								
↓										
活動目標及び活動実績 ② (アウトプット)		活動目標	活動指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	5年度 活動見込	6年度 活動見込
		開発途上国からの要請に応じて、我が国の法曹等を派遣する。	関係機関からの派遣要請に対する派遣人数	活動実績	人	7	6	7	－	－
				当初見込み	人	8	8	7	7	7
↓	成果目標②-1の 設定理由 (アウトプット からのつながり)	アジア諸国を中心とする開発途上国における法整備支援の多様なニーズに応えるため、関係機関からの起草支援・運用支援のための派遣要請に対して実際に短期・長期の専門家を派遣して支援した割合を成果目標として設定した。								
成果目標及び成果実績 ②-1 (短期アウトカム)		成果目標	定量的な成果指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	目標年度 5 年度	
		法整備支援を行うための専門家派遣要請に対する割合を100%にする。	起草支援・運用支援のための派遣要請に対して実際に派遣して支援を実施した割合	成果実績	%	100	100	100	－	
				目標値	%	100	100	100	100	
				達成度	%	100	100	100	－	
成果実績及び目標値の 根拠として用いた 統計・データ名(出典) /定性的なアウトカムに 関する成果実績		法務総合研究所国際協力部調べによる【実際に派遣を実施した件数／専門家派遣要請の件数】×100で成果実績を算出								
↓	成果目標②-2の 設定理由 (短期アウトカム からのつながり)	アジア諸国を中心とする開発途上国における法整備支援の多様なニーズに応えるため、関係機関からの要請を受け法令等の起草支援・運用支援に関与した割合を成果目標として設定した。								
成果目標及び成果実績 ②-2 (中期アウトカム)		成果目標	定量的な成果指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	目標年度 5 年度	
		関係機関からの要請に対する法令等の起草支援・運用支援に関与した件数の割合を100%にする。	関係機関からの要請に対して実際に法令等の起草支援・運用支援に関与した割合	成果実績	%	100	100	100	－	
				目標値	%	100	100	100	100	
				達成度	%	100	100	100	－	
成果実績及び目標値の 根拠として用いた 統計・データ名(出典) /定性的なアウトカムに 関する成果実績		法務総合研究所国際協力部調べによる【実際に法令等の起草支援・運用支援に関与した件数／法令等の起草支援・運用支援要請の件数】×100で成果実績を算出								
↓	成果目標②-3の 設定理由 (長期アウトカム へのつながり)	アジア諸国を中心とする開発途上国における法令の起草や法制度の整備及び人材育成の支援に関与し、法制度の整備を支援することにより、その持続発展に寄与することができるため、成果目標として設定した。								
成果目標及び成果実績 ②-3 (長期アウトカム)		成果目標	定量的な成果指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	目標最終年度 － 年度	
		支援対象国の市場経済化が進展するとともにアジア地域の経済の発展に寄与する。	－	成果実績	－	－	－	－	－	
				目標値	－	－	－	－	－	
				達成度	%	－	－	－	－	
成果実績及び目標値の 根拠として用いた 統計・データ名(出典) /定性的なアウトカムに 関する成果実績		－								
アウトカム設定について の説明		アクティビティ②について定性的なアウトカムを設定している理由								
		法制度整備支援により起草等した法令等の件数を把握することはできるが、法制度整備支援は、あくまで開発途上国側からの要請があって初めて実施するものであり、また、その期間も長期に及ぶため、対象国の社会情勢の変化等様々な要因の影響を受けることなどから、数値目標を立てることは適さないものであるため、定量的な成果目標としては設定していない。								
		アクティビティ②についてアウトカムが複数設定できない理由								
		－								

活動内容③ (アクティビティ)		法制度整備支援に関わる国内外の専門家による会議を開催し、情報共有及び意見交換等を行う。									
↓											
活動目標及び活動実績 ③ (アウトプット)		活動目標	活動指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	5年度 活動見込	6年度 活動見込	
		法制度整備支援に関わる国内外の専門家による会議を開催し、情報共有及び意見交換等を通じて、関係機関やドナー間の連携を強化し、法制度整備支援の基盤を強化する。	国際専門家会議の実施回数	活動実績	回	1	1	1	－	－	
				当初見込み	回	1	1	1	1	－	
↓	成果目標③-1の 設定理由 (アウトプット からのつながり)	国際専門家会議を実施することは、法制度整備支援や国際法務に関心のある国際法務人材を確保、育成し、多様なニーズに応える法制度整備支援の基盤を作ることに繋がり、これを広く周知するため、短期アウトカムとして会議参加者の参加人数を成果目標として設定した。									
成果目標及び成果実績 ③-1 (短期アウトカム)		成果目標	定量的な成果指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	目標年度 5年度		
		国際専門家会議を開催し、関係機関等と情報共有・意見交換等を行う。	国際専門家会議の参加者数 ／過去3か年の参加者数の 平均値	成果実績	人	112	312	135	－		
				目標値	人	171	156	200	186		
				達成度	%	65.5	200	67.5	－		
成果実績及び目標値の 根拠として用いた 統計・データ名(出典) /定性的なアウトカムに 関する成果実績		・法務総合研究所国際協力部調べによる【国際専門家会議の参加者数／過去3か年の参加者数の平均値】×100で成果実績を算出 ・法制度整備支援は、開発途上国との関係性構築など長期間継続して行うことで効果が発現する事業であるところ、継続的实施に当たっては、日本国内の関係機関の理解・協力を得ることが不可欠であり、その場として国際専門家会議を開催するものであるため、法制度整備支援に関係する国内の機関やドナー間の連携を強化し、法制度整備支援の基盤を強化することを、長期アウトカムとして設定した。									
↓	成果目標③-2の 設定理由 (短期アウトカム からのつながり)	国際専門家会議を実施することにより、法制度整備支援の基盤強化・促進することにより、その持続発展に寄与することができるため、成果目標として設定した。									
成果目標及び成果実績 ③-3 (長期アウトカム)		成果目標	定量的な成果指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	目標最終年度 －年度		
		法制度整備支援を持続的に行えるようになるとともに法の支配の推進に寄与する。	－	成果実績	－	－	－	－	－		
				目標値	－	－	－	－	－		
				達成度	%	－	－	－	－		
成果実績及び目標値の 根拠として用いた 統計・データ名(出典) /定性的なアウトカムに 関する成果実績		－									
アウトカム設定について の説明		アクティビティ③について定性的なアウトカムを設定している理由									
		国内の機関やドナー間の連携が強化できているかどうかを把握するデータとして、国際専門家会議の実施回数や参加者数の集計により、単にそれぞれの数が増加・減少したことであるとの評価をもって、法制度整備支援を持続的に行えるようになるとともに法の支配の推進に寄与するとの評価をすることは適切ではなく、定量的な成果目標としては設定していない。									
		アクティビティ③についてアウトカムが複数設定できない理由									
		－									

活動内容④ (アクティビティ)		法制度整備支援や国際関係業務の担い手となる職員等を育成する国際協力人材育成研修を実施する。									
↓											
活動目標及び活動実績 ④ (アウトプット)		活動目標	活動指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	5年度 活動見込	6年度 活動見込	
		国際協力人材育成研修を実施することにより、 法制度整備支援や国際法務に関心のある国際 法務人材を確保するとともに、法制度支援の基 盤を強化・推進する。	国際協力人材育成研修の実 施回数	活動実績	回	1	1	1	-	-	
				当初見込み	回	1	1	1	1	-	
↓	成果目標④-1の 設定理由 (アウトプット からのつながり)	国際協力人材育成研修を実施することは、法制度整備支援や国際法務に関心のある国際法務人材を確保、育成し、多様なニーズに応える法制度整備新の基盤を作ることに繋がることから、短期アウトカムとして研修参加者の参加人数を成果目標として設定した。									
成果目標及び成果実績 ④-1 (短期アウトカム)		成果目標	定量的な成果指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	目標年度 5 年度		
		国際協力人材育成研修を実施する。	国際協力人材育成研修の参 加者数／過去3か年の参加者 数の平均値	成果実績	%	7	7	7	-		
				目標値	%	7	7	7	7		
				達成度	%	100	100	100	-		
成果実績及び目標値の 根拠として用いた 統計・データ名(出典) /定性的なアウトカムに 関する成果実績		法務総合研究所国際協力部調べによる【国際協力人材育成研修の参加者数／過去3か年の参加者数の平均値】×100で成果実績を算出									
↓	成果目標④-2の 設定理由 (短期アウトカム からのつながり)	国際人材育成研修を実施することにより、法制度整備支援や国際法務に関心のある国際法務人材を確保し、法制度支援の基盤を強化・推進するため、成果目標として設定した。									
成果目標及び成果実績 ④-3 (長期アウトカム)		成果目標	定量的な成果指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	目標最終年度 - 年度		
		法制度整備支援を持続的に行えるよう になるとともに法の支配の推進に寄与 する。	-	成果実績	-	-	-	-	-		
				目標値	-	-	-	-	-		
				達成度	%	-	-	-	-		
成果実績及び目標値の 根拠として用いた 統計・データ名(出典) /定性的なアウトカムに 関する成果実績		-									
アウトカム設定について の説明		アクティビティ④について定性的なアウトカムを設定している理由									
		国際協力人材育成研修実施したことにより、法制度整備支援を持続的に行えるようになるとともに法の支配の推進にどのように反映されたかを把握するのは困難であるため、定量的な成果目標としては設定していない。									
		アクティビティ④についてアウトカムが複数設定できない理由									
		-									
		-									
事業に関連する KPIが定められて いる関連決定等	名称	-									
	URL	-									
	該当箇所	-									

事業所管部局による点検・改善																											
点検結果		活動内容①ないし④の短期アウトカム(活動内容②については中期アウトカムあり)は順調に推移している。										目標年度における効果測定に関する評価(令和6年度実施)															
												-															
改善の方向性		活動内容①につき、今後も引き続き、研修員の満足度が高くなるような研修を実施すべく、研修内容を充実にさせるとともに、法制度の整備支援に寄与するよう努める。 活動内容②につき、今後も引き続き、関係機関からの派遣要請に対応し、起草支援・運用支援により、法制度の整備支援に寄与するよう努める。 活動内容③につき、今後も引き続き、国際専門家会議を実施し、法制度の基盤強化に寄与するよう努める。 活動内容④につき、今後も引き続き、国際協力人材研修を実施し、法制度の基盤強化に寄与するよう努める。																									
外部有識者の所見																											
法制度整備支援活動の一環として行う国際研修に参加した研究員の延人日や満足度は増加してはいるものの、目標には到達していない。目標達成のための取組を更に進めていただきたい。国際専門家会議の参加者数も目標に到達していない。目標達成のための取組を更に進めていただきたい。定性的なアウトカムを設定することは差し支えない。																											
行政事業レビュー推進チームの所見に至る過程及び所見																											
事業内容の一部改善		各経費について執行実績を踏まえた見直しを行い、経費の削減を図るべきである。複数の活動、指標を設定し、効果発現経路を明らかにしようとしている。活動内容や長期アウトカムの記載内容がより具体的なものとなるよう検討いただきたい。																									
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況																											
縮減		活動内容①ないし④の成果目標(長期アウトカム)について、当初「我が国を含む国際社会の安定と安全の確立」としていたものを①及び②については「支援対象国の市場経済化が進展するとともにアジア地域の経済の発展に寄与する。」に見直し、③及び④については「法制度整備支援を持続的に行えるようになる」とともに法の支配の推進に寄与する。」に見直した。支援対象国の見直しを行うことにより経費の縮減を図った。																									
過去に受けた指摘事項と対応状況		公開プロセス・秋の年次公開検証(秋のレビュー)における取りまとめ																									
		-																									
		上記への対応状況																									
		-																									
		その他の指摘事項																									
		-																									
		上記への対応状況																									
備考																											
-																											
関連する過去のレビューシートの事業番号																											
平成23年度	0065																										
平成24年度	0072																										
平成25年度	0083																										
平成26年度	0069																										
平成27年度	0066																										
平成28年度	0065																										
平成29年度	0067																										
平成30年度	0067																										
令和元年度	法務省	-				0070																					
令和2年度	法務省	-				0072																					
令和3年度	2021	法務	20			0071																					
令和4年度	2022	法務	21			0069																					

資金の流れ
(資金の受け取り先が
何を行っているかにつ
いて補足する)
(単位: 百万円)



費目・使途 (「資金の流れ」において ブロックごとに最大の金額 が支出されている者について 記載する。費目と使途の双方 で実情が分かるように記載)	A.			B.		
	費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
	雑役務費	リンギスティックアドバイザー業務	5	諸謝金	調査委託謝金	2
	計		5	計		2
	C.			D.		
	費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
	外国旅費等	公務出張に係る交通費等	3	-	-	-
	計		3	計		
費目・使途欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙2】に記載						チェック

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は 競争性のない随意契約となった 理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	個人A	-	リンギスティックアドバイザー業務	5	随意契約(企画競争)	1	100%	-
2	株式会社ゲート・クリエイティブ	3010501036720	会議運営等業務	5	一般競争契約(最低価格)	4	77.4%	-
3	イディオリンク株式会社	8010001111440	車両手配業務等	5	随意契約(少額)	-	-	-
4	個人B	-	賃金	3	その他	-	-	-
5	ソフトウェアエンジニアリング株式会社	6011001012911	会議運営等業務	3	一般競争契約(最低価格)	5	51.9%	-
6	株式会社JPキャリアコンサルティング	5010001141993	コーディネート等業務	2	一般競争契約(最低価格)	3	67.7%	-
7	株式会社福田印刷	9290801005689	印刷製本業務	2	一般競争契約(最低価格)	3	57.3%	-
8	朝日梱包株式会社	9010601040880	梱包・発送業務	2	一般競争契約(最低価格)	2	91.2%	-
9	株式会社紀伊國屋書店	4011101005131	外国雑誌の購入等	2	随意契約(その他)	-	93.9%	-
10	株式会社サイマル・インターナショナル	6010001109206	通訳業務	1	随意契約(少額)	-	-	-

B

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は 競争性のない随意契約となった 理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	個人A	-	調査委託謝金	2	その他	-	-	-
2	株式会社サン・フレア	7011101024574	翻訳謝金	2	その他	-	-	-
3	株式会社片平エンジニアリング・インターナショナル	8010001040549	通訳謝金等	2	その他	-	-	-
4	個人B	-	調査委託謝金	1	その他	-	-	-
5	個人C	-	翻訳謝金	0.8	その他	-	-	-
6	個人D	-	翻訳謝金等	0.7	その他	-	-	-
7	麴町税務署	-	諸謝金に対する源泉徴収	0.7	その他	-	-	-
8	個人E	-	翻訳謝金等	0.7	その他	-	-	-
9	個人F	-	翻訳謝金等	0.6	その他	-	-	-
10	個人G	-	調査委託謝金	0.6	その他	-	-	-

C

	支 出 先	法 人 番 号	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は 競争性のない随意契約となった 理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	職員A	-	公務出張に係る交通費等	3	その他	-	-	-
2	職員B	-	公務出張に係る交通費等	2	その他	-	-	-
3	職員C	-	公務出張に係る交通費等	2	その他	-	-	-
4	職員D	-	公務出張に係る交通費等	2	その他	-	-	-
5	職員E	-	公務出張に係る交通費等	1	その他	-	-	-
6	職員F	-	公務出張に係る交通費等	1	その他	-	-	-
7	職員G	-	公務出張に係る交通費等	1	その他	-	-	-
8	職員H	-	公務出張に係る交通費等	0.8	その他	-	-	-
9	職員I	-	公務出張に係る交通費等	0.8	その他	-	-	-
10	職員J	-	公務出張に係る交通費等	0.8	その他	-	-	-

D

	支 出 先	法 人 番 号	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は 競争性のない随意契約となった 理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	個人A	-	専門家の招へい等に係る交通費等	0.6	その他	-	-	-
2	個人B	-	専門家の招へい等に係る交通費等	0.5	その他	-	-	-
3	個人C	-	専門家の招へい等に係る交通費等	0.4	その他	-	-	-
4	個人D	-	専門家の招へい等に係る交通費等	0.4	その他	-	-	-
5	個人E	-	専門家の招へい等に係る交通費等	0.4	その他	-	-	-
6	個人F	-	専門家の招へい等に係る交通費等	0.4	その他	-	-	-
7	個人G	-	専門家の招へい等に係る交通費等	0.4	その他	-	-	-
8	個人H	-	専門家の招へい等に係る交通費等	0.4	その他	-	-	-
9	個人I	-	専門家の招へい等に係る交通費等	0.4	その他	-	-	-
10	個人J	-	専門家の招へい等に係る交通費等	0.4	その他	-	-	-
支出先上位10者リスト欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙3】に記載							チェック	

論 点 等 整 理 シ ー ト

事業番号：0070

部 局 名	法務省法務総合研究所		
政 策 ・ 施 策 名	法務行政における国際化対応・国際協力		
事 業 名	開発途上国に対する法制度整備支援の推進		
予 算 額	平成30年度	令和元年度	
	176 百万円	180 百万円	
【選定の視点, 理由等】			
事業の手法は、支援対象国のニーズを把握し、現地での法令の整備状況及び運用状況等を調査した上で、支援対象国の自主性を尊重しつつ、現地への専門家派遣、日本国内での各種研修や現地セミナーの実施等を中心に行っているものであるが、平成28年度公開プロセスから2年が経過し、当時の評価結果を踏まえ適切に改善できているか、フォローアップを行う必要がある。			
【論点等】			
○ 平成28年度公開プロセスのフォローアップについて 外部有識者からの以下の所見に対して、その後の取組等を踏まえ、適切に改善されているかフォローアップを行う。 1 成果目標の適正な設定をした上で、具体的な評価方法を策定する必要がある。 2 オールジャパン体制にも関わらず、組織の中核機能が不明確なので、組織体制を明確にして効果的に進めていく必要がある。			

※平成31年以降の表記は、新元号に読み替えることとする。

事業番号 0070

平成31年度行政事業レビューシート（法務省）											
事業名	開発途上国に対する法制度整備支援の推進			担当部局庁	法務総合研究所			作成責任者			
事業開始年度	平成7年度	事業終了 （予定）年度	終了予定なし	担当課室	総務企画部総務課			総務企画部副部長 野原 一郎			
会計区分	一般会計										
根拠法令 （具体的な 条項も記載）	法務省設置法第4条第36号 法務省組織令第56条、第57条第1項第4号			関係する 計画、通知等	法制度整備支援に関する基本方針（平成25年5月改訂） 開発協力大綱（平成27年2月10日閣議決定）						
主要政策・施策	知的財産、ODA			主要経費	その他の事項経費						
事業の目的 （目指す姿を簡潔に。3行程度以内）	①開発途上国への法の支配の定着、②持続的成長のための環境整備及びグローバルなルール遵守の確保、③我が国の経験・制度の共有、我が国との経済連携強化、地域的連携・統合の基盤整備、④日本企業の海外展開に有効な貿易・投資環境整備等、⑤ガバナンス強化を通じた我が国が実施する経済協力の実効性の向上と国際開発目標達成への寄与。										
事業概要 （5行程度以内。別添可）	相手国の要請やその実情に応じて、基本法令等の起草支援、法の執行機関の強化を含む法制度の運用支援、法曹実務家等の人材育成支援等の法制度整備支援事業を行う。その手段として、本邦での各種研修及び相手国との間の共同研究の実施、相手国での現地セミナーの実施、専門家の派遣などを行う。										
実施方法	直接実施、委託・請負										
予算額・ 執行額 （単位：百万円）			28年度	29年度	30年度	31年度	32年度要求				
	予算 の 状 況	当初予算	129	153	176	180	184				
		補正予算	－	－	－	－					
		前年度から繰越し	－	－	－	－	－				
		翌年度へ繰越し	－	－	－	－					
		予備費等	－	－	－	－					
		計	129	153	176	180	184				
	執行額		119	127	140						
	執行率（％）		92%	83%	80%						
	当初予算＋補正予算に対する執行額の割合（％）		92%	83%	80%						
平成31・32年度 予算内訳 （単位：百万円）	歳出予算目		31年度当初予算	32年度要求	主な増減理由						
	政府開発援助庁費		49	45	計画見直しに伴う減						
	政府開発援助職員旅費		47	47							
	政府開発援助諸謝金		45	46	計画見直しに伴う増						
	政府開発援助 外国人招へい旅費		31	36							
	政府開発援助 招へい外国人滞在費		7	9	計画見直しに伴う増						
	その他		1	1							
	計		180	184	「新しい日本のための優先課題推進枠」120						
成果目標及び 成果実績 （アウトカム）	定量的な成果目標		成果指標			単位	28年度	29年度	30年度	中間目標 31 年度	目標最終年度 － 年度
	法制度整備支援の一環として行う国際研修に参加した研修員に対する満足度調査のうち最高位評価を90%にする。		法制度整備支援の一環として行う国際研修に参加した研修員の満足度 研修員に対するアンケートを実施し、【「大変有益であった」と回答した研修員数／回答した研修員数】×100で成果実績を算出		成果実績	％	77.6	75.7	81.6	－	－
					目標値	％	90	90	90	90	－
					達成度	％	86.2	84.1	90.7	－	－
根拠として用いた統計・データ名 （出典）	各国際研修ごとに実施している研修員に対する研修の満足度に関するアンケートの集計結果										

成果目標及び 成果実績 (アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標		単位	28年度	29年度	30年度	中間目標 31 年度	目標最終年度 - 年度
	法制度整備支援を行うための専門家派遣要請に対する派遣実施の割合を100%にする。	起草支援・運用支援のための派遣要請に対して実際に派遣して支援を実施した割合 【実際に派遣を実施した人数／専門家派遣要請の人数】×100で成果実績を算出	成果実績	%	100	100	100	-	-
			目標値	%	100	100	100	100	-
			達成度	%	100	100	100	-	-
根拠として用いた統計・データ名 (出典)	法務総合研究所国際協力部調べ								
成果目標及び 成果実績 (アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標		単位	28年度	29年度	30年度	中間目標 31 年度	目標最終年度 - 年度
	法令等の起草・改正に関与した件数の割合を100%にする。	支援対象国に対する起草・改正支援の目標法令数に対して支援を行った割合 【実際に法令等の起草・改正に関与した件数／法令等の起草・改正に関与する当初の予定数】×100で成果実績を算出	成果実績	件	24	17	19	-	-
			目標値	%	100	100	100	100	-
			達成度	%	100	94	100	-	-
根拠として用いた統計・データ名 (出典)	法務総合研究所国際協力部調べ								
成果目標及び 成果実績 (アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標		単位	28年度	29年度	30年度	中間目標 31 年度	目標最終年度 - 年度
	法制度の運用を適正に行うための執務参考資料等の作成件数の割合を100%にする。	支援対象国に対する執務参考資料等の作成支援目標数に対して支援を行った割合 【実際に執務参考資料等を作成した件数／執務参考資料等の当初の作成予定数】×100で成果実績を算出	成果実績	件	16	16	19	-	-
			目標値	%	100	100	100	100	-
			達成度	%	94.1	100	100	-	-
根拠として用いた統計・データ名 (出典)	法務総合研究所国際協力部調べ								
活動指標及び 活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	28年度	29年度	30年度	31年度 活動見込	32年度 活動見込
	法制度整備支援活動の一環として行う国際研修に参加した研修員の延人日		活動実績	延人日	3,621	3,209	3,012	-	-
			当初見込み	延人日	3,542	3,634	3,635	3,671	-
活動指標及び 活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	28年度	29年度	30年度	31年度 活動見込	32年度 活動見込
	国際専門家会議の開催件数		活動実績	回	1	1	1	-	-
			当初見込み	回	1	1	1	1	-
活動指標及び 活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	28年度	29年度	30年度	31年度 活動見込	32年度 活動見込
	国際専門家会議への参加人数		活動実績	人	164	159	178	-	-
			当初見込み	人	170	170	170	170	-
単位当たり コスト	算出根拠			単位	28年度	29年度	30年度	31年度活動見込	
	実質的な研修経費／延人日		単位当たりコスト	円	3,897	3,859	4,714	3,485	
			計算式	円/延人日	14,112,091/3,621	12,382,831/3,209	14,199,087/3,012	12,792,000/3,671	

政策評価、新経済・財政再生計画との関係	政策	法務行政における国際化対応・国際協力（VI-14）										
	施策	法務行政における国際協力の推進（VI-14-2）										
	測定指標	定量的指標				単位	28年度	29年度	30年度	中間目標	目標年度	
					実績値	-	-	-	-	-	-	
					目標値	-	-	-	-	-	-	
		定性的指標		目標		目標年度	施策の進捗状況（目標）					
		支援対象国に対する法制度整備支援の実施状況		支援対象国における立法技術向上及び法曹人材育成強化を図る。		31年度	法制度整備支援に関する国際研修、諸外国の法制等に関する調査研究及び専門家派遣並びに国際専門家会議開催を通じて、支援対象国における立法技術向上及び法曹人材育成強化を図る。					
							施策の進捗状況（実績）					
	本事業の成果と上位施策・測定指標との関係											
	支援対象国からの要請やその実情、ニーズに応じて、本邦での各種研修の実施、相手国での現地セミナーの実施、専門家を派遣するなどして、基本法令等の起草支援、法の執行機関の強化を含む法制度の運用支援、法曹実務家等の人材育成支援等の支援活動を行う。また、相手国との間の共同調査研究活動として、我が国・相手国での研究会等の開催、専門家の派遣・招へいなどを行うことや法制度の整備、運用に関する知識や技術の諸外国との共有を推進することにより、①開発途上国への法の支配の定着、②持続的成長のための環境整備及びグローバルなルール遵守の確保、③我が国の経験・制度の共有、我が国との経済連携強化、地域的連携・統合の基盤整備、④日本企業の海外展開に有効な貿易・投資環境整備等、⑤ガバナンス強化を通じた我が国が実施する経済協力の実効性の向上と国際開発目標達成への寄与を行う。											
	新経済・財政再生計画改革工程表 2018	取組事項	分野：	-								
		（第一階層） KPI	KPI（第一階層）				単位	計画開始時 - 年度	30年度	31年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 - 年度
						成果実績	-	-	-	-	-	-
						目標値	-	-	-	-	-	-
						達成度	%	-	-	-	-	-
本事業の成果と取組事項・KPIとの関係												

事業所管部局による点検・改善

国費投入の必要性	項 目		評 価	評価に関する説明
	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。		○	開発途上国の持続的成長を実現するために不可欠な事業であり、国家の海外展開戦略にも資する有効なツールである。
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○	現に法整備や法律人材育成等を行っている国が行うことが必要かつ効果的であり、また、世界における日本のプレゼンスの強化にもつながる施策であることから、オールジャパン体制で国が実施すべき事業である。
	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。		○	法制度整備支援は、関係閣僚会議である経協インフラ会議によって確認された「法制度整備支援に関する基本方針（平成25年5月改訂）」や「開発協力大綱」（平成27年2月10日閣議決定）に基づいて実施され、「日・メコン協力のための東京戦略2018」（平成30年10月9日第10回日本・メコン地域諸国首脳会議採択）、「インフラシステム輸出戦略（平成30年度改訂版）」（平成30年6月7日経協インフラ戦略会議（閣僚級会議）決定）、「経済財政運営と改革の基本方針2018」（平成30年6月15日閣議決定）、「未来投資戦略2018」（平成30年6月15日閣議決定）等でも推進するものとされており、優先度の高い事業である。
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		○	予算の執行に当たっては、支出の妥当性、相当性及び競争性を確保するとともに、コスト削減に努め、事業目的に必要なものに限定している。
	一般競争契約、指名競争契約又は随意契約（企画競争）による支出のうち、一者応札又は一者応募となったものはないか。		有	なお、支出先の選定においては、競争性確保のため、積極的に入札を実施しているところ、一部の執行において結果的に一者応札となったが、公告期間の延長及び入札に関する情報提供を積極的に行うといった一者応札解消に向けた取組を随時行うことにより、競争性の確保に努めている。
	競争性のない随意契約となったものはないか。		有	
	受益者との負担関係は妥当であるか。		-	-
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。		○	単位当たりコスト欄記載のとおり、適切な水準を維持している。
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		-	-
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○	必要性を十分に検討し、事業目的達成に必要なものに限定している。
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。（理由を右に記載）		-	-
事業の効率性	繰越額が大きい場合、その理由は妥当か。（理由を右に記載）		-	-
	その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか。		○	予算執行に当たり、支出の妥当性、相当性を十分に検討しコスト削減等を行っている。

事業の有効性	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか。		○	成果実績は成果目標に十分見合ったものとなっている。
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		-	-
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		○	当初見込みとほぼ同程度の実績となっており、見込みに見合ったものであると認められる。
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		○	研修教材等の成果物について、継続的に活用されている。
関連事業	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		○	外務省所管に係る独立行政法人国際協力機構が実施する技術協力に対し、専門家推薦及び派遣、研修の企画・立案、実施において協力している。
	所管府省名	事業番号	事業名	
	外務省	0140	(独)国際協力機構運営費交付金(技術協力)	
点検・改善結果	点検結果	平成30年度は、活動実績として国際研修に参加した研修員の延入日について、平成27年度以前を大きく上回っているものの、支援対象国側の事情により実施できなかった又は当初の参加予定人数を下回った研修があったほか、研修に使用する講義資料の翻訳量が多かったこともあり、結果として単位当たりのコストは上昇したが、他の活動実績も前年同様の高レベルを維持できている。また、研修員の満足度について、最高位評価の満足度は、前年を大きく上回っており、目標値に対しての達成度は9割を超えていることから事業の実施は有効に行われていると認められる。さらに、支援対象国に対する法令等の起草・改正に関与した件数及び執務参考資料の作成件数については、いずれも昨年を越えており、予定した支援を着実に実施した結果、目標値を達成できている。なお、国際研修においては、研修の成果が各国の法制の維持・整備及び人材育成に確実に反映される見込みのある各国の立法担当者や裁判官、検察官、弁護士等の法曹関係者、さらには、近年、重要視されている知的財産権保護法制の分野から支援対象国において知的財産分野を取り扱う政府職員等を選定するなどして実施しており、かつ、現地に派遣した専門家ほか関係機関からの情報収集に努めて、各国の実情及び個々のニーズに応じたテーマを選定した上、関係省庁・組織との情報共有・連携を強化することにより、オールジャパン体制で、支援の効果が最大限になるよう留意して効率的な支援を行った。		
	改善の方向性	本事業は、各国の実情及び個々のニーズに応じたテーマを選定するなどして継続的な支援を実施しているほか、支援の効果が最大となるよう、毎年開催している国際専門家会議において、法制度整備支援の専門家の意見を取り入れ、法制度整備支援の在り方を検証すること等により、現状に満足することなく、関係省庁・組織との積極的な情報共有・連携に努め、さらに各国の実情及び個々のニーズ等を的確に把握した上、新たなテーマにも積極的に取り組むことにより、より効果的・効率的な支援活動を行うための手法・範囲を精査することとしたい。		
外部有識者の所見				
【公開プロセス実施】 ○評価結果 事業内容の一部改善 ○取りまとめコメント 関係組織・省庁との間で協力分担関係を明確にし、連携を強化すべきである。 事業の性質上成果の評価軸の設定は非常に難しいが、今後も引き続き検討してほしい。 官房国際課が新設されたことも踏まえ、法務省として戦略的中枢を担い、政策のイニシアチブをとってほしい。 (伊藤由希子委員、井上東委員、大屋雄裕委員、瀬戸洋一委員、竹澤香織委員、茶野順子委員)				
行政事業レビュー推進チームの所見				
一部の内容改善	関係組織・省庁との間で協力分担関係を明確にし、連携を強化するとともに、官房国際課において、本事業に係る政策のイニシアチブをとっていく必要がある。 成果目標については引き続き検討していくべきである。			
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況				
執行等改善	関係組織・省庁との間で協力分担関係を明確にし、連携を強化することについては、法整備支援連絡会や法制度整備支援に関する戦略協議の場等を活用する。 成果の評価軸の設定については、国内外からの専門家を招いて研究会を行うなどし、法制度整備支援事業のより客観的な評価の在り方を検討する。(4百万円) 本事業に係る政策の法務省におけるイニシアチブについては、新設された官房国際課が戦略的中枢としてこれを担い、同課が新たな試みとして発足させた前記「法制度整備支援に関する戦略協議の場」等を活用しながら関係省庁との連携を強化する。			
備考				
○平成28年度 法務省行政事業レビュー公開プロセス 「開発途上国に対する法制度整備支援の推進」(事業番号0065) (評価結果) 事業内容の一部改善 (取りまとめコメント) ・成果目標の適正な設定をした上で、具体的な評価方法を策定する必要がある。 ・オールジャパン体制にも関わらず、組織の中核機能が不明確なので、組織体制を明確にして効果的に進めていく必要がある。 ○調査委託の成果物の公表 法務総合研究所国際協力部ホームページ(http://www.moj.go.jp/housouken/housou_icd.html) 「国別活動内容」-「調査研究報告」を参照				

関連する過去のレビューシートの事業番号															
平成22年度		0069		平成23年度		0065		平成24年度		0072		平成25年度		0083	
平成26年度		0069		平成27年度		0066		平成28年度		0065		平成29年度		0067	
平成30年度		法務省（0067）													
資金の流れ (資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する) (単位：百万円)		※平成30年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。													
		法務総合研究所 140百万円 【一般競争契約(最低価格)等】 諸謝金 職員旅費 外国人招へい旅費等 A.株式会社アイディほか 36百万円 B.株式会社サン・フレアほか 35百万円 C.職員 47百万円 D.個人 22百万円 〔○シンポジウム運営等業務等〕 〔○翻訳委託謝金等〕 〔○公務出張に係る交通費等〕 〔○専門家の招へい等に係る交通費等〕													
費目・使途 (「資金の流れ」においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。費目と使途の双方で実情が分かるように記載)		A.株式会社アイディ						B.株式会社サン・フレア							
		費目		使途		金額 (百万円)		費目		使途		金額 (百万円)			
		雑役務費		シンポジウム運営等業務		6		翻訳委託謝金		翻訳		17			
		計				6		計				17			
		C.職員A						D.個人G							
		費目		使途		金額 (百万円)		費目		使途		金額 (百万円)			
外国旅費等		公務出張に係る交通費等		6											
計				6		計				0					

支出先上位10者リスト

A.

	支 出 先	法 人 番 号	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	株式会社アイディ	6011101000238	シンポジウム運営等業務	6	一般競争契約 (最低価格)	2	81.5%	-
2	個人A	-	リングスティックアドバイザー業務	4	随意契約 (企画競争)	1	88.3%	-
3	株式会社国際サービス・エージェンシー	4011101033826	招へいに係る国内手配等業務	4	随意契約 (少額)	-	-	-
4	株式会社映像システム	9010401097072	映像音響設備の更新業務	3	一般競争契約 (最低価格)	1	96.8%	-
5	株式会社プライムステーション	4011101019338	ICD NEWS印刷製本業務	3	一般競争契約 (最低価格)	2	96%	-
6	イディオリンク株式会社	8010001111440	招へいに係る国内手配等業務	2	随意契約 (少額)	-	-	-
7	朝日梱包株式会社	9010601040880	梱包・発送業務	1	一般競争契約 (最低価格)	3	85.5%	-
8	笹富士商事株式会社	5010901004738	備品等の購入	1	随意契約 (少額)	-	-	-
9	一般財団法人法曹会	5010005003364	図書の購入等	1	随意契約 (その他)	-	-	-
10	一般財団法人国際開発機構	7010405009018	研修受講料	1	随意契約 (その他)	-	-	-

B

	支 出 先	法 人 番 号	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は 競争性のない随意契約となった 理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	株式会社サン・フレア	7011101024574	翻訳	17	その他	-	-	-
2	株式会社メディア総合研究所	4011001041557	翻訳	3	その他	-	-	-
3	個人B	-	調査委託	2	その他	-	-	-
4	個人C	-	翻訳等	2	その他	-	-	-
5	日本土地家屋調査士会連合会	9010005003996	調査委託	2	その他	-	-	-
6	個人D	-	調査委託	1	その他	-	-	-
7	麹町税務署	-	諸謝金に対する源泉徴収	0.8	その他	-	-	-
8	個人E	-	通訳	0.7	その他	-	-	-
9	個人F	-	通訳等	0.7	その他	-	-	-
10	株式会社サイマル・インターナショナル	6010001109206	通訳	0.6	その他	-	-	-

C

	支 出 先	法 人 番 号	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は 競争性のない随意契約となった 理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	職員A	-	公務出張に係る交通費等	6	その他	-	-	-
2	職員B	-	公務出張に係る交通費等	3	その他	-	-	-
3	職員C	-	公務出張に係る交通費等	3	その他	-	-	-
4	職員D	-	公務出張に係る交通費等	2	その他	-	-	-
5	職員E	-	公務出張に係る交通費等	2	その他	-	-	-
6	職員F	-	公務出張に係る交通費等	2	その他	-	-	-
7	職員G	-	公務出張に係る交通費等	2	その他	-	-	-
8	職員H	-	公務出張に係る交通費等	1	その他	-	-	-
9	職員I	-	公務出張に係る交通費等	1	その他	-	-	-
10	職員J	-	公務出張に係る交通費等	1	その他	-	-	-

D

	支 出 先	法 人 番 号	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は 競争性のない随意契約となった 理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	個人G	-	専門家の招へい等に係る交通費等	0.7	その他	-	-	-
2	個人H	-	専門家の招へい等に係る交通費等	0.7	その他	-	-	-
3	個人I	-	専門家の招へい等に係る交通費等	0.7	その他	-	-	-
4	個人J	-	専門家の招へい等に係る交通費等	0.7	その他	-	-	-
5	個人K	-	専門家の招へい等に係る交通費等	0.7	その他	-	-	-
6	個人L	-	専門家の招へい等に係る交通費等	0.7	その他	-	-	-
7	個人M	-	専門家の招へい等に係る交通費等	0.6	その他	-	-	-
8	個人N	-	専門家の招へい等に係る交通費等	0.6	その他	-	-	-
9	個人O	-	専門家の招へい等に係る交通費等	0.6	その他	-	-	-
10	個人P	-	専門家の招へい等に係る交通費等	0.6	その他	-	-	-

法務省行政事業レビュー公開プロセス 取りまとめ結果

事業名	評価結果	取りまとめコメント
保護観察の実施	事業内容の一部改善	・事業内容について有効性が認められる。 ・保護観察の種類や罪名等の属性によって対策が異なることから、研究の成果やデータを十分に分析検証して効果的な支援策を策定すべきである。 ・他省庁・自治体等との連携を十分に行う必要がある。
開発途上国に対する法制度整備支援の推進	事業内容の一部改善	・関係組織・省庁との間で協力分担関係を明確にし、連携を強化すべきである。 ・事業の性質上成果の評価軸の設定は非常に難しいが、今後も引き続き検討してほしい。 ・官房国際課が新設されたことも踏まえ、法務省として戦略的中枢を担い、政策のイニシアチブをとってほしい。

事業番号	0070	事業名	開発途上国に対する法制度整備支援の推進
------	------	-----	---------------------

外部有識者の評価結果

1 廃止	0
2 事業全体の抜本的な改善	0
3 事業内容の一部改善	5
4 現状どおり	1

【事業内容の一部改善】

- 事業の重要性は認められる。
- 人材育成支援については、日本との長期的な関係を構築していく際に重要であると考え。短期的に成果を測定することは難しいと思うが、戦略的な事業展開をお願いしたい。
- 成果目標の設定の難しさは理解するものの、より事業の本質を踏まえた計測指標を設定していくべき。個別事業ごとに相手国ともしっかりと理解を合わせた上で設定し、フォローアップをしていくのが良い。
- 日本企業の進出しやすい環境整備は相手国にとってもメリットの大きいこと。高尚な目的だけだと具体的な施策においてブレが大きくなるので、この軸は明確に持っておくのが良い。
- 支援の目的に日本の経済的利益を明記するのはトゥーマッチではないか。今後は表現の変更などを検討されてはどうか。
- 官房国際課は一步前進。しかしながら官庁連携以上の戦略的中枢を法務省が背負うべき。
- 5つの事業目的のうち3つは経済活動関係である。他省庁との調整連携・戦略立案が重要である。このため法務省における体制として担当部局を国際課とするべき。組織体系の再考が必要。
- 本事業には外務省、JICA等のプレイヤーがいると思うが、法務省としての現状分析、戦略立案、方針確立等が必要ではないか。
- 支援先で長期派遣員が蓄積したノウハウの展開・継承をいかに進めるか、特に専門家同士での情報ネットワークが重要と考える。作成協力した法案を含め情報の公開が必要ではないか。
- 支援先(東南アジア・中央アジア)は必要十分か、どのような基準で判断できるのか。
- 日本の知見を再分析し、施策に反映させるべき。

【現状どおり】

- 外務省(JICA), 文科省(大学)など関係組織との間で協力・分担関係を明確にする努力は継続されるべきである。
- 事業の性質上, 成果の質・量に対する客観的な指標による検証が困難であることはやむを得ないので, それに代わる仕組みについて検討する必要がある。